

---

(仮称) 平方雨沼公園基本計画策定業務  
基本計画報告書

---

令和7年3月

上尾市都市整備部みどり公園課

(仮称) 平方雨沼公園基本計画策定業務 基本計画報告書

【 目 次 】

第1	基本計画	
1	基本計画にあたって	1
1-1	基本計画の背景・目的	1
2	現況把握	2
2-1	計画地の位置	2
2-2	計画地の周辺概況	3
2-3	計画地の現況	4
3	公園計画における上尾市の関連施策等	5
3-1	上位・関連計画	5
4	計画上の課題	7
4-1	法令上の対策	7
4-2	防災上の課題	8
5	基本構想（おさらい）	10
5-1	施設整備に関するテーマ	10
5-2	公園整備の基本理念	14
5-3	公園整備の基本方針	15
6	基本計画の検討	16
6-1	策定手法	16
6-2	ワークショップ	16
6-2-1	第1回ワークショップ	17
6-2-2	第2回ワークショップ	23
6-2-3	第3回ワークショップ	29
6-3	市民コメント	37
7	基本計画	43
7-1	ゾーニングの検討と設定	43
7-2	造成計画	45
7-3	雨水流出抑制施設の容量	48
7-4	計画最大在園者数	53
7-5	動線計画	53

7-6. 駐車場・駐輪場計画	55
7-7. 園路計画	58
7-8. 施設計画	59
7-9. 植栽計画	65
7-10. 維持管理	66
7-11. 基本計画図(案)	67
8. 今後の検討課題	68
8-1. 今後の検討課題	68
9. 今後の事業スケジュール	70
9-1. 今後の事業スケジュール	70

---

# 第 1 基本計画

---

## 1. 計画策定にあたって

### 1-1.基本計画の背景・目的

(仮称) 平方雨沼公園計画地は、平方地区南西部に位置し、計画地南側は、準用河川上尾中堀川に隣接する区域で、本敷地は、1982年(昭和57年)頃より、不燃ごみ・焼却灰・残土等の埋立てが行われ、現在もそれらの廃棄物等が地中に残存している状況です。

また、本計画地を含んだ上尾中堀川下流域は、上尾市総合治水計画において、「流路全般にわたって通水断面が狭小で、中流から下流にかけての河床勾配が緩く、洪水時には荒川への排水が非常に困難となることから、従来から流域一帯に浸水被害が生じている河川である」と記されており、令和元年10月12日に埼玉県を縦断した台風19号(東日本台風)時には、本市より南の荒川下流域の浸水被害軽減のために上尾中堀川流末の貝殻樋管が閉ざされたことにより、本計画地を含む一帯が内水氾濫により水没しました。

これらを背景に、地域住民からは本計画地に遊水機能を有する公園の早期整備の要望が一層高まり、これを受け本市では令和5年度に計画地の用地取得と共に「(仮称)平方雨沼公園基本構想」(以下「基本構想」という。)を策定し、公園整備に向けた基本理念及び基本方針をお示ししたところです。

また同じく、東日本台風により甚大な被害をうけた平方地区の荒川沿岸地域においては、水害に強い地域づくりを目指し、荒川堤防等基盤整備(国土交通省)と上尾市による環境整備が一体となった、「かわまちづくり」(“河川空間”と“まち空間”が融合した、良好な空間形成を目指す取り組み)計画が現在進められていることから、本公園整備も、上尾市かわまちづくり計画の一端を担う事業として平方地区の活性化に寄与していくものです。

なお、本基本計画策定にあたっては、地域住民参加型ワークショップ及び市民コメントを取り入れ、住民主体の公園計画を検討するとともに、今後の公園整備の基幹となる計画にすることを目的としました。

## 2. 現況把握

### 2-1. 計画地の位置

本計画域は、JR 上尾駅から南西約 4.5km に位置し、周辺には平方小学校や秀明英光高等学校などの文教施設及び平方スポーツ広場や平方野球場などの運動施設があり、区域南側は側道を挟み準用河川上尾中堀川に接しています。

- ・所在地：上尾市大字平方 1035 番外
- ・敷地面積：約 1.6ha（東側区域 1.0ha、西側区域 0.6ha）
- ・区域区分：市街化調整区域
- ・所管：上尾市 都市整備部 みどり公園課
- ・種別(参考)：近隣公園

位置図



拡大図



## 2-2.計画地の周辺概況

本計画地の周辺 2.0km 圏にある、公共公益施設等は以下のとおりです。

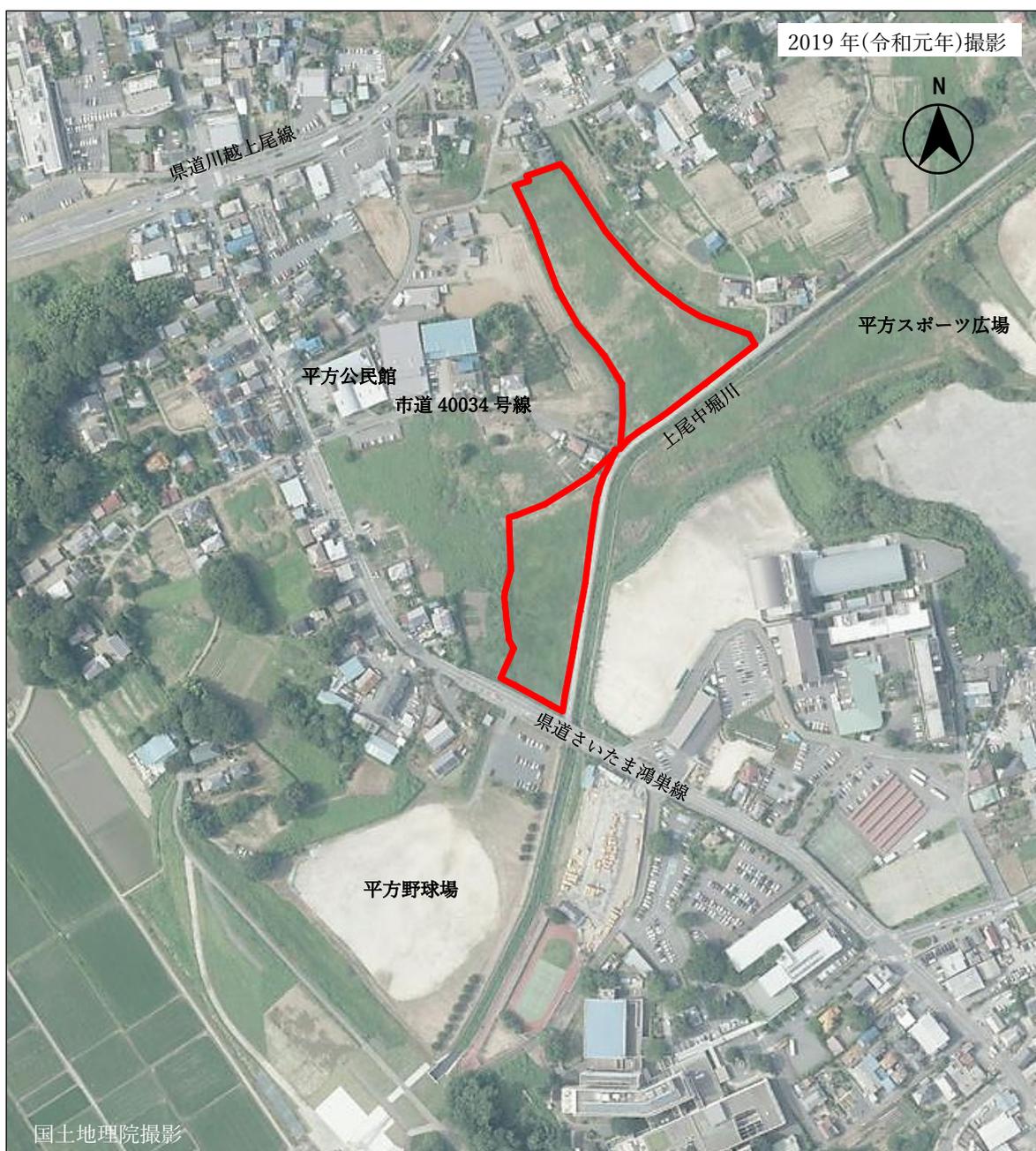


種別	施設名等
総合公園	上尾丸山公園
	秋葉の森総合公園（さいたま市）
スポーツ施設	平方スポーツ広場
	平方野球場
レジャー施設	上尾市健康プラザわくわくランド
文教施設	平方小学校
	平方東小学校
	太平中学校
	上尾橋高校
	秀明英光高校
公共施設	平方支所
	平方公民館
医療施設	埼玉県総合リハビリテーションセンター

### 2-3.計画地の現況

本計画地は、東西の2箇所の区域で構成され、中央に市道40034号線が通っています。東側約1.0ha、西側約0.6haで合わせて約1.6haの規模で、現況は原野となっています。区域南東側は準用河川上尾中堀川に隣接し、川の対岸には平方スポーツ広場が、区域南西側の県道さいたま鴻巣線を挟んだ南側には平方野球場が整備されています。

また、本敷地は、1982年(昭和57年)頃より、不燃ごみ・焼却灰・残土等の埋立地となっており、現在もそれらの廃棄物等が地中に残存している状況です。



空中写真で見る対象区域

### 3. 公園計画における上尾市の関連施策等

#### 3-1.上位・関連計画

(仮称) 平方雨沼公園に関連する上位計画・関連計画について以下のとおり整理します。

上位・関連計画一覧 (1/2)

計画名	本公園との関連事項
第6次上尾市 総合計画 (R3(2021)年策定)	<p>【基本方向2 人生が楽しめるまちづくり】 (施策8 スポーツ・レクリエーションの充実) ・市民が個々の体力や適性に応じてスポーツ・レクリエーション活動に親しむ場の提供に努めます。</p> <p>【基本方向5 安全な暮らしを守るまちづくり】 (施策4 減災対策の推進) ・市街地内の緑地・オープンスペースを維持・保全するとともに有効な空間の確保に努めます。</p> <p>【基本方向6 未来に引き継ぐ環境と共生するまちづくり】 (施策2 地域の憩いの確保) ・身近な緑の保全・創出を図るため、「緑の基本計画」に基づき、公園の適正な整備・管理に努めます。 ・地域の憩いの場の確保や身近な緑の保全を行います。</p>
上尾市都市計画 マスタープラン2020 (R3(2021)年策定)	<p>【都市施設の整備方針】 (分野別整備方針 (2) 公園・緑地)</p> <p>③市街地の緑化・身近なオープンスペースの確保 ・公園などが不足する市街地については、公共事業や開発により、子供たちが身近に遊べる空間、子育て層を中心としたコミュニティ醸成の場となる身近なオープンスペースや緑の創出を推進します。</p> <p>④利用者のニーズに対応した公園空間の確保 ・住民参加によるワークショップや説明会などから、公園利用者のニーズの変化を明確に捉え、魅力ある公園づくりに取り組みます。</p>
第2次上尾市 緑の基本計画 (R3(2021)年策定)	<p>【緑の将来像】 皆で多彩な緑をつなぐ・ふれあう 共生可能なまちづくり</p> <p>〈基本方針2：地域の拠点となる緑や自然を” 守り創り育てる” ・地域の骨格を担う緑のネットワークの整備を進めます</p> <p>〈基本方針3：身近な緑や自然を” 守り創り育てる” ・身近な公園や緑地を創出 ・日常生活の質を高める緑を創出します</p> <p>〈基本方針4：緑や自然をみんなで” 守り創り育てる” 仕組づくり ・市民が自然の中で活動する機会を創出します</p>

上位・関連計画一覧（2/2）

計画名	本公園との関連事項
<p>第3次上尾市 環境基本計画 (R3(2021)年策定)</p>	<p><b>【施策9 公園の整備】</b> (環境目標：快適環境の構築)</p> <p>②市民のニーズにあった公園整備をするため、設計から維持管理まで地域住民の参加を呼びかけます。</p> <p>③身近な自然や公園を維持管理するため、市民や事業者との協働による緑のパートナーシップ制度の運用に努めます。</p>
<p>上尾市スポーツ 健康都市宣言</p>	<p>(令和4年4月1日宣言)</p> <p>都市と美しい自然とが調和するこのまちで、健康的にいきいきと暮らすことは、私たちの願いです。</p> <p>私たち上尾市民は、スポーツや食を通じて健やかな心とからだをつくり、地域や人との絆を大切にします。</p> <p>いつまでも健康で活力に満ちた、みんなが輝き発展しつづけるまちを築くため、これまでのスポーツ都市宣言の理念を踏襲し、ここに「スポーツ健康都市」を宣言します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 暮らしの中にスポーツを取り入れ、健康な心とからだをつくりましょう。</li> <li>一 自分に合ったスポーツに親しみ、毎日をいきいきと過ごしましょう。</li> <li>一 スポーツとバランスのとれた食生活を実践し、健康寿命を延ばしましょう。</li> <li>一 スポーツをすること、みること、ささえることでふれあいの輪を広げ、地域の絆を深めましょう。</li> <li>一 スポーツや健康づくりを通じて、みんなが輝き発展しつづけるまちをつくりましょう。</li> </ul>

## 4. 計画上の課題

### 4-1.法令上の対策

#### ① 都市計画法

本計画地は、市街化調整区域内で面積が約 1.6ha であることから、本来、都市計画法第 29 条第 1 項に規定する開発行為の許可を受ける必要がありますが、同法第 34 条第 1 項の規定による、同法第 4 条第 11 項に規定する第二種特定工作物に該当することから適用除外となります。しかし、開発行為の許可要件を満たす技術基準に基づき、施設整備を行う必要があります。

#### 【都市計画法抜粋】

##### 第 4 条第 11 項

この法律において「特定工作物」とは、コンクリートプラントその他周辺の地域の環境の悪化をもたらすおそれがある工作物で政令で定めるもの（以下「第一種特定工作物」という。）又はゴルフコースその他大規模な工作物で政令で定めるもの（以下「第二種特定工作物」という。）をいう。

##### 第 29 条第 1 項

都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市又は同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内については、当該指定都市等の長。以下この節において同じ。）の許可を受けなければならない。

##### 第 34 条第 1 項

前条の規定にかかわらず、市街化調整区域に係る開発行為（主として第二種特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為を除く。）については、当該申請に係る開発行為及びその申請の手續が同条に定める要件に該当するほか、当該申請に係る開発行為が次の各号のいずれかに該当すると認める場合でなければ、都道府県知事は、開発許可をしてはならない。

#### ② 土壌汚染対策法

土壌汚染対策法第 4 条第 1 項の規定により一定規模以上（3,000 m<sup>2</sup>以上または 900 m<sup>2</sup>以上）の土地の形質の変更をしようとする者は、着手する日の 30 日前までに、都道府県知事に届出を行う必要があります。

なお、埼玉県においては、形質変更する深さが全ての部分で 50cm 未満であって、区域外への土壌の搬出を行わず、土壌の飛散又は流出を伴わない行為については届出が例外となることから、関係機関と事前に調整を図る必要があります。

#### ③ 埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例

埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例第 3 条第 1 項の規定により、開発区域の面積が 1 ヘクタール以上の開発行為で雨水流出抑制施設を設置しないと雨水流出量を増加させるおそれのあるものについては、知事の許可を受けなければならないこととされています。本計画地は、当該条例に定める行為に該当することから、関係機関と事前に調整を図る必要があります。

		行為後の土地利用					
		宅地等	都市公園	道路管理者が設置する自動車駐車場	ゴルフ場、運動場 学校、境内地等	生産緑地法に基づく緑地	森林法に基づき 残置森林
行為前の土地利用	宅地等 注)	/	/	/	/	/	/
	ゴルフ場、運動場 学校、境内地等	○	○	○	○	/	/
	田畑	○	○	○	○	/	/
	山林	○	○	○	○	/	/
	雑種地等	○	○	○	○	/	/

○印：雨水流出増加行為となる行為

注) 宅地等とは、宅地・池沼・水路・ため池・舗装された土地・鉄道線路(操車場は除く)をいいます。

出典：埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例 許可申請・届出手引き

4-2.防災上の課題

本計画地は前述のとおり、令和元年の台風 19 号（東日本台風）において、荒川下流域の浸水被害を軽減するため荒川に繋がる貝殻樋管が閉ざされたことで、内水氾濫が発生し本計画地を含めた周辺一帯が水没しました。

また、本計画地は上尾市水害ハザードマップにおいて、荒川の氾濫時（樋管閉鎖時）を想定した場合の浸水深が 5m 以上 10m 未満となる「浸水想定区域」になっています。

さらに、内水ハザードマップにおいても 50cm 以上の浸水想定範囲に指定されています。

以下に、上尾市洪水ハザードマップ、内水ハザードマップ及び令和元年台風 19 号の浸水被害状況の写真を示します。



上尾市水害ハザードマップ



×秀明英光

- 床上浸水 (0.5m以上)
- 床下浸水 (0.2m～0.5m未満)
- その他浸水 (道路冠水等) (0m～0.2m未満)

上尾市内水ハザードマップ



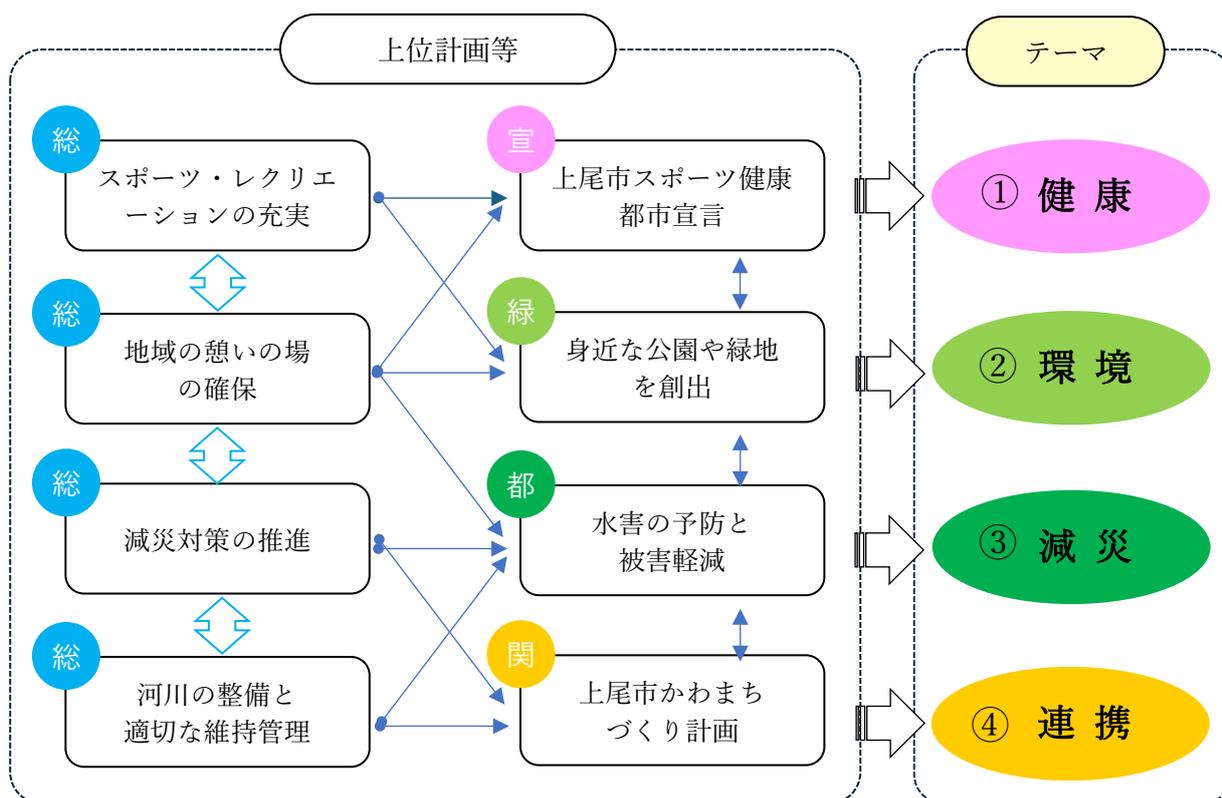
国土地理院撮影

令和元年台風19号浸水被害状況写真

## 5. 基本構想おさらい

### 5-1.施設整備に関するテーマ

3-1 でお示しした本公園計画に関連する上尾市の上位計画等から、公園施設整備の基本となる考え方を整理し、基本構想で施設整備のテーマをまとめました。



総：第6次上尾市総合計画  
 宣：上尾市スポーツ健康都市宣言（R4.4.1）  
 緑：第2次上尾市緑の基本計画  
 都：上尾市都市計画マスタープラン2020  
 関：関連計画

## (1) テーマから見る整備の方向性

### ① 健康

地域住民が交流しながら健康づくりに活用できるレクリエーション活動の場となるよう、平方公民館や平方スポーツ広場・平方野球場などの周辺の施設と連携した広場を中心とした公園整備を目指します。



イメージ：友田レクリエーション広場（東京都青梅市）

出典：<https://www.omesports.net/facility/tomoda>

### ② 環境

未来に負担をかけない持続可能な公園を目指し、完成後は、近隣住民の地域交流活動の一環としての場となるよう、地域開放型の花壇を設けるなど、季節の草花の植え付け・育成などの活動が行える、管理協定の仕組みづくりを考えます。



イメージ：青戸平和公園の花壇（東京都葛飾区）

出典：<https://www.city.katsushika.lg.jp/planning/1003408/1003559.html>

③ 減災

周辺地域の減災の役割を担うことが本公園の重要課題であることから、基本的にはオープンスペースを大きく確保し、平常時においては、地域イベントを開催するなど日常的に賑わうエリアとし、洪水時には周辺地域からの雨水及び上尾中堀川の越流を想定し、周辺の浸水被害を軽減する遊水機能を有する施設整備を目指します。

【他市事例】



那珂川水系中丸川調節池 親水性中央公園（茨城県ひたちなか市）

出典：遊水地整備&利活用事例集 P.25



洪水時のイメージ図

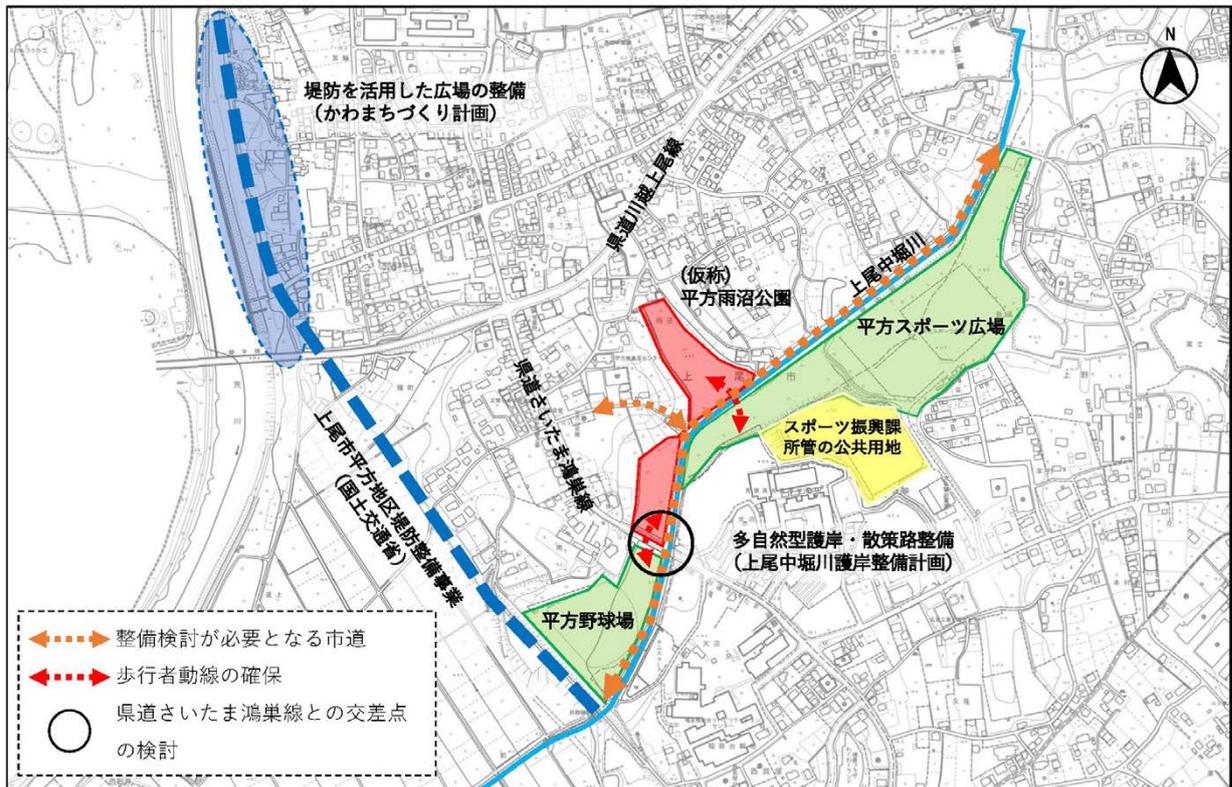
（藤原川水系湯本川湯本川調節池（福島県いわき市））

出典：遊水地整備&利活用事例集 P.24

#### ④ 連携

本公園整備を行ううえで重要となるのは、上尾市平方地区堤防整備事業及び上尾市かわまちづくり計画(防災関連事業等)と、上尾中堀川護岸整備計画との整合を図ることです。

将来的には、本計画区域に隣接する平方スポーツ広場や平方野球場を結ぶ歩行者ネットワークを形成することで、独立した施設としてではなく、各施設と連携した一体的な利用が可能となるような計画を進めていきます。



(仮称)平方雨沼公園周辺の計画

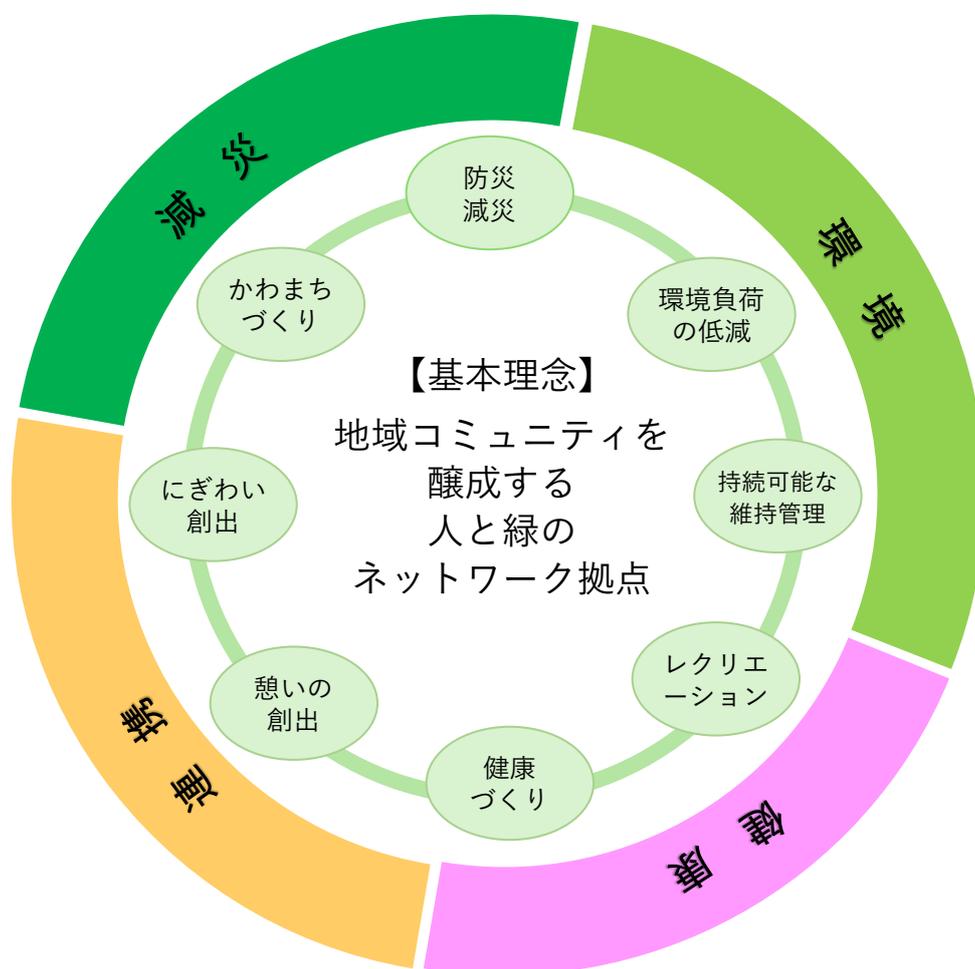
## 5-2.公園整備の基本理念

基本構想においては、本公園整備にあたっての『基本理念』を、「地域の減災及び地元住民の安全安心に寄与し、緑のネットワークの核となるにふさわしい公園整備」をコンセプトとし、上位計画や関連計画を踏まえて、地域にふさわしい公園像としての理念を掲げました。

### 【基本理念】

「地域コミュニティを醸成する 人と緑のネットワーク拠点」

施設整備のテーマと様々なキーワードの中心が基本理念となります。



### 5-3.公園整備の基本方針

基本構想において定めた、本公園の整備における『基本方針』を以下に示します。

## 【基本方針】

### (1) 公園緑地機能を備えた公園の整備

#### ① 憩いの場と集いの場などを併せ持つ公園づくり

「地域コミュニティを醸成する公園」の整備を行います。

地域の新たな公園緑地空間としての機能を発揮できるよう、四季の変化を楽しめる植栽やレクリエーション活動やイベントなど、市民が楽しく余暇を過ごすことができる施設整備を目指します。

#### ② 計画地の立地特性や周辺的环境に配慮した公園づくり

周辺のスポーツ広場等に近接する立地特性を活かし、ネットワーク拠点としての計画を進めるとともに、計画地に隣接する住宅に配慮した施設整備を目指します。

#### ③ 安全・安心な公園づくり

障がい者、高齢者、子どもたちなど、誰もが安全・安心に利用できる施設整備を目指します。

#### ④ 交通アクセスに対応した公園づくり

歩行者及び自動車の安全かつ円滑な交通動線を確保する園路配置を目指します。

また、公園へのアクセス道路については、関係機関との調整を図り進めていくこととします。

### (2) 防災機能を備えた公園の整備

#### ① 減災機能を導入した公園づくり

現況地盤を大きく改変することなく、災害時に遊水（減災）機能を有する施設整備を目指します。

#### ② 災害時における一時避難場所を想定した公園づくり

減災を目的とした遊水機能を有する計画とすることから、災害時において公園利用者の安全を確保するため、一時退避が可能なスペースを有する施設整備を目指します。

## 6. 基本計画の検討

### 6-1.策定手法

基本計画策定にあたっては基本構想で掲げた「基本理念」・「基本方針」を踏まえ、地域の皆さんと芝浦工業大学の学生をメンバーとして、市民が利用しやすい公園となるよう、意見交換等を目的とした全3回のワークショップを取り入れ、公園の施設配置計画を取りまとめます。

併せて、「市民コメント制度」を活用し、広く市民の皆さんから意見をお聞きし、これらの意見を取り入れた基本計画を策定します。

### 6-2.ワークショップ

ワークショップについては、全3回を通じた全体のテーマを「(仮称)平方雨沼公園の使い方・育て方を考えよう!!」とし、各回におけるテーマをそれぞれ設定し以下の流れで実施します。

#### 《第1回ワークショップ》

##### 【テーマ】 (仮称)平方雨沼公園をどのように使いたいか考えよう!!

- 情報の共有
  - ・基本構想における諸条件(地域特性、浸水想定、ゾーニング等)について
  - ・公園の基本理念及び基本方針について
- グループワーク
  - ・(仮称)平方雨沼公園の浸水する場所・しない場所の使い方・課題
  - ・ゾーン別に使い方・テーマを考える

#### 《第2回ワークショップ》

##### 【テーマ】 (仮称)平方雨沼公園の施設配置を考えよう!!

- 情報の共有
  - ・第1回ワークショップのふりかえり
  - ・コンセプトとゾーニング案について
- グループワーク
  - ・ゾーニング案に沿って、施設の配置を検討

#### 《第3回ワークショップ》

##### 【テーマ】 (仮称)平方雨沼公園の整備計画(案)を作成しよう!

- 情報の共有
  - ・第2回ワークショップのふりかえり
  - ・パブリックコメントの結果共有
- グループワーク
  - ・整備計画(案)の意見交換
  - ・平常時の取組み・災害時の取組みを考える(自分たちでできること、地域でできること(活動・管理など))

## 6-2-1.第1回ワークショップ

第1回ワークショップでは公園の使い方やキーワードについてグループワーク（話し合い）を行いました。

以下に、第1回ワークショップの実施内容及びグループワークの結果を示します。

### (1) 第1回ワークショップ実施内容

- 実施日時：令和6年7月28日（日）10時～12時
- 参加者数：21名
- グループ：A～Dグループ（5～6名/グループ）
- テーマ：「（仮称）平方雨沼公園の使い方・育てを考えよう！！」

#### 【ワークショップの内容】

##### ア) 情報共有

- ・上尾市平方地区堤防整備事業及び上尾市かわまちづくり計画や上尾中堀川護岸整備計画、公園計画地に隣接する平方スポーツ広場や平方野球場との連携について
- ・自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的と、災害時に雨水を溜める施設としての整備について
- ・令和5年度に策定した「（仮称）平方雨沼公園基本構想」で掲げた『基本理念』と、本公園の整備における『基本方針』について
- ・河川沿いの立地を活かした公園事例と遊水機能をもつ公園事例について

##### イ) 個人ワーク（自己紹介）

自己紹介カードを活用し、「（仮称）平方雨沼公園がこんな場所になったらいいな」を発表。

#### 「（仮称）平方雨沼公園がこんな場所になったらいいな」

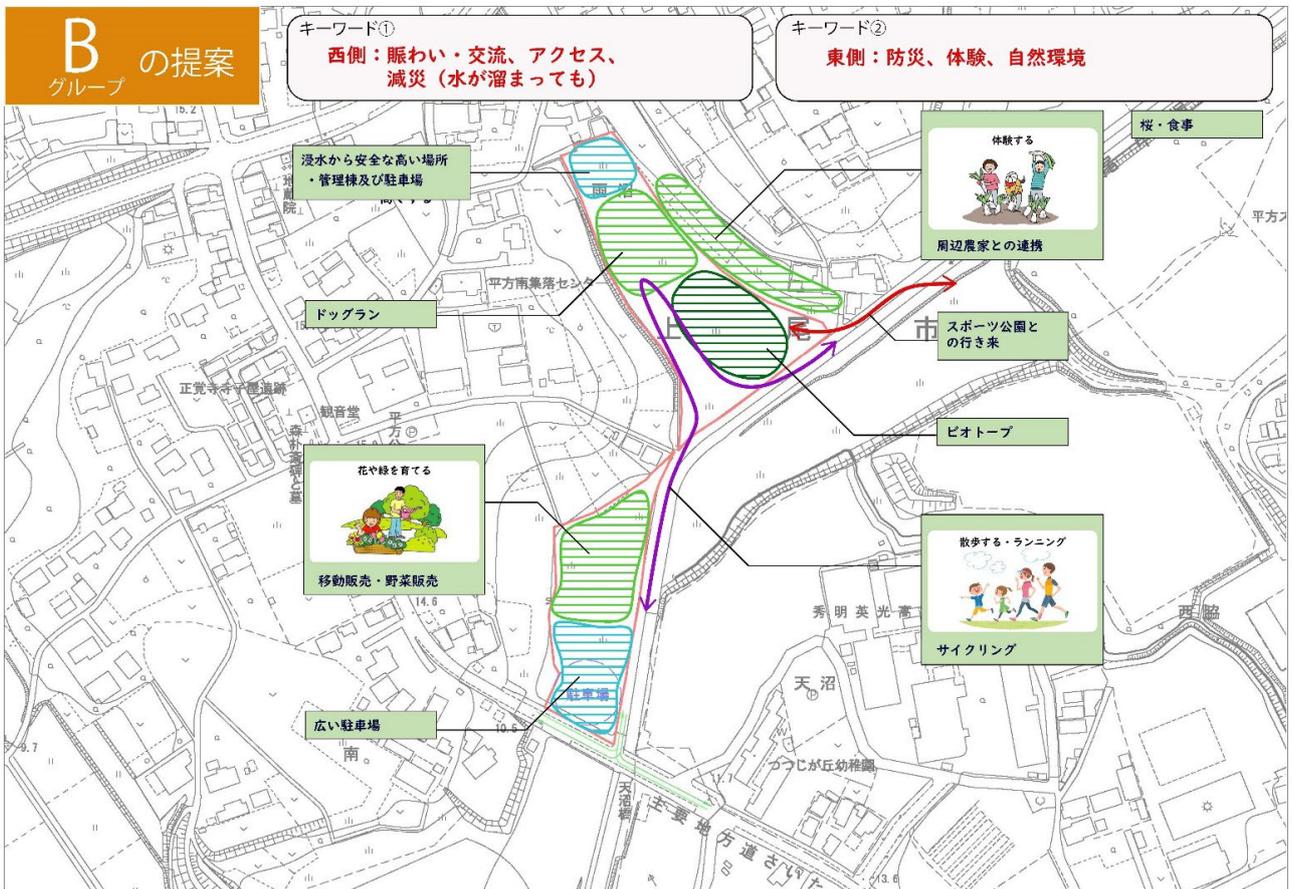
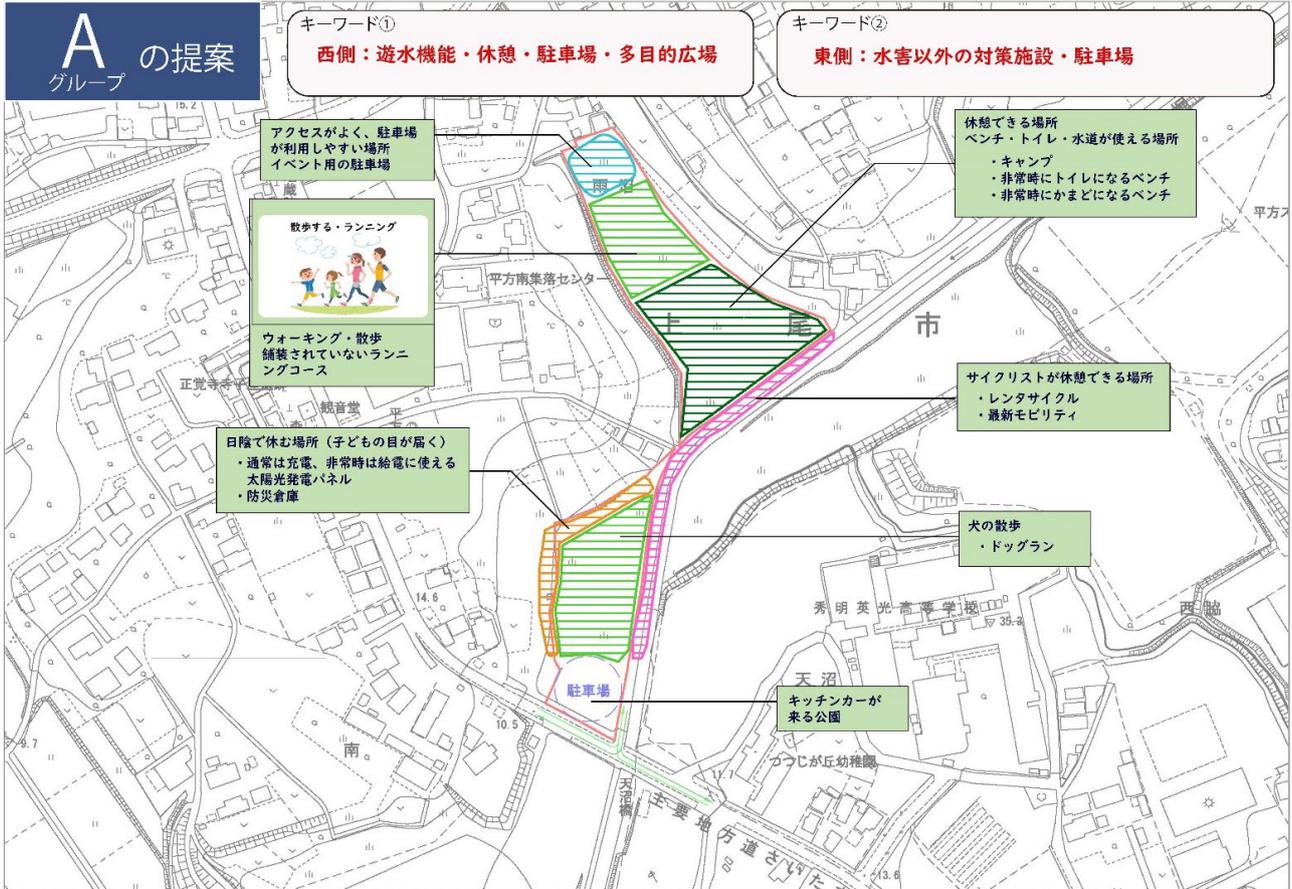
分類		事項	件数
自然環境	自然	・緑の多く自然豊かな公園	3
	修景	・桜並木	2
	水辺	・水遊び、涼める場所、ミスト、ビオトープ	3
施設	安全対策	・駐車場の利用しやすい公園、ネットや壁を作り強化	4
	園路	・散歩できる公園、犬の散歩コース	4
	トイレ	・トイレを整備してほしい	2
	遊具	・健康遊具、子供が安心して遊べる遊具	4
	暑さ対策	・日影が多い場所、あずまやの整備	4
広場	運動	・ボール遊び、ランニング、ウォーキングのできる公園	4
	自転車	・自転車の練習できる場所、サイクリングコース	2
	ペット	・犬と遊べる公園	1
	集い	・気軽に集える公園、多世代で多様利用できる公園	9
保安		・見通しの良い公園	1
防災		・防災、減災対策を考えた公園	3
管理・運営		・管理者が必要	1
その他		・戸崎公園、上平運動公園のような立派な公園	1

##### ウ) グループワーク

グループワーク①：「どんな使い方をしたい」「どこに配置したらよいか」をテーマに使い方カードを使った意見交換

グループワーク②：公園西側区域と公園東側区域のコンセプトにつながる重要なキーワードについて話し合い

(2) グループワーク





●東西区域のキーワードと使い方（まとめ）

◇西側区域

【キーワード】

- ・遊水機能・休憩・駐車場・多目的広場
- ・賑わい・交流、アクセス、減災（水が溜まって）
- ・子どもが健全に遊べる公園、賑わい・交流
- ・遊具を活かした空間

【W-1 エリアの使い方】

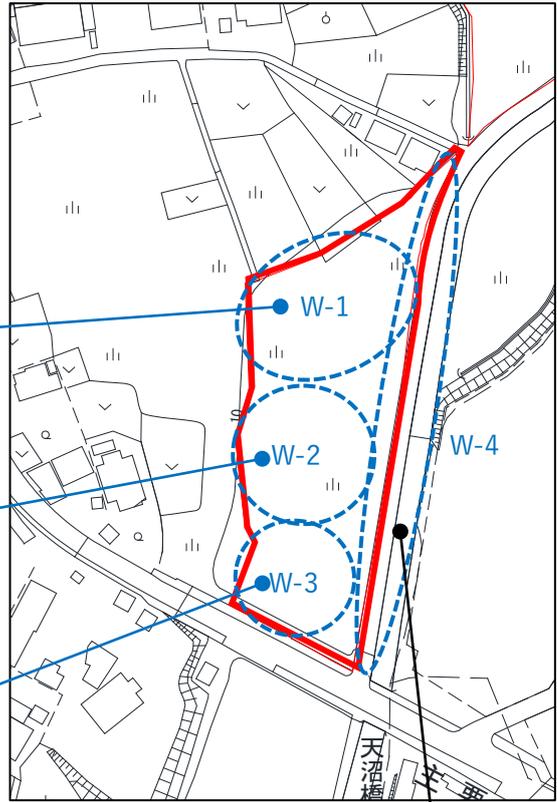
- ・木陰で休む場所
- ・花や緑を育てる（移動販売・野菜販売）
- ・交流・集う、休む・憩う
- ・子どもの空間（遊具、アスレチックなど）

【W-2 エリアの使い方】

- ・犬の散歩（ドッグラン）
- ・花や緑を育てる（移動販売・野菜販売）
- ・体を動かす（健康器具）
- ・子どもの空間（遊具、アスレチックなど）

【W-3 エリアの使い方】

- ・キッチンカーが来る公園
- ・広い駐車場（駐輪場）
- ・浸水するので駐車場は危険
- ・駐車場、駐輪場



【E-4・W-4 エリアの使い方】

- ・サイクリストが休憩できる場所
- ・散歩・ランニング、サイクリング
- ・ピオトープ
- ・花や緑を育てる、桜並木、遊歩道を整備

◇東側区域

【キーワード】

- ・水害以外の対策施設・駐車場
- ・防災、体験、自然環境
- ・やすらぎと交流
- ・自然を活かした空間

【E-1 エリアの使い方】

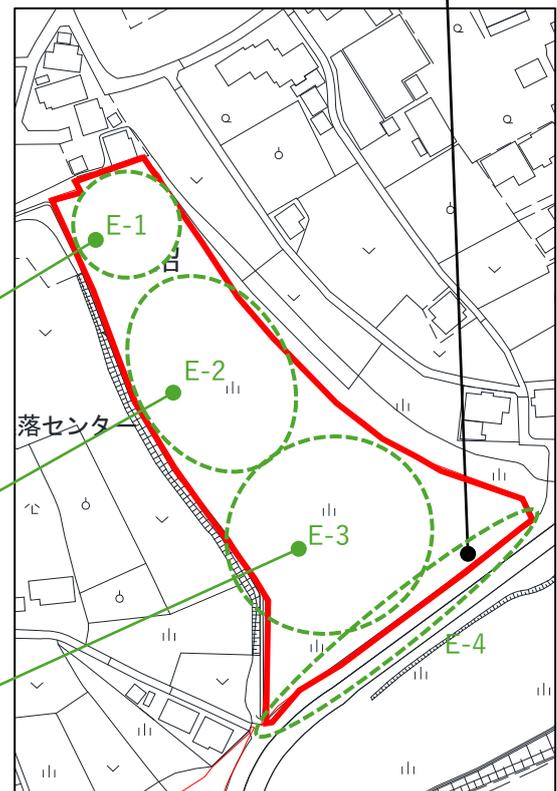
- ・駐車場
- ・管理棟及び駐車場
- ・遊水池、スケートパーク
- ・駐輪場

【E-2 エリアの使い方】

- ・舗装されていないランニングコース
- ・ドッグラン
- ・遊水池、スケートパーク
- ・花火を楽しめる空間（遊具なし）

【E-3 エリアの使い方】

- ・キャンプ、休憩できる場所（ベンチ、トイレ、水道）
- ・ドッグラン
- ・ピオトープ
- ・子どもたちと遊ぶ（ボール遊び）



### (3) 西側区域、東側区域のコンセプト

第1回ワークショップでの各区域のキーワードから、東西各区域のコンセプトを設定しゾーニング案を作成しました。

#### ●西側区域のコンセプト

県道さいたま・鴻巣線へアクセスしやすい場所に駐車場を整備する意見が多く、また、賑わい・交流・子ども・遊具など体を動かす「動」を連想させるキーワードが多く挙げられたことから、公園西側区域のコンセプトを以下のとおりとします。

##### 【公園西側区域のコンセプト】

- 1) アクセスしやすい駐車場
- 2) 子どもが遊べる賑わいのある公園

#### ●東側区域のコンセプト

東側区域においては、各グループのキーワードとして「やすらぎ」や「自然環境」といったキーワードが挙げられたことから、それら「静」の空間の創出を目指すこととし、コンセプトを以下のとおりとします。

##### 【公園東側区域のコンセプト】

- 1) 自然を生かした空間
- 2) やすらぎと交流



## 6-2-2.第2回ワークショップ

第2回ワークショップでは、第1回ワークショップに基づき作成した公園のゾーニング（区分け）を活用し、公園の施設配置についてグループワーク（話し合い）を行いました。

以下に、第2回ワークショップの実施内容、グループワークの結果及び提案を取りまとめ作成した基本計画図（案）を示します。

### (1) 第2回ワークショップ実施内容

- 実施日時：令和6年9月8日（日）10時～12時
- 参加者数：15名
- グループ：A～Dグループ（3～4名/グループ）
- テーマ：「（仮称）平方雨沼公園の施設配置を考えよう！！」

#### 【ワークショップの内容】

##### ア) 案説明

第1回ワークショップを踏まえ作成した、西側・東側区域のコンセプトとゾーニング案の説明

##### イ) グループワーク

グループワーク①：各グループで施設配置について話し合い、説明者1名を残し、他のグループとメンバーを入れ替え、参加者全員の意見や知識を集め共有する「ワールドカフェ方式」を採用し、施設配置を検討

グループワーク②：グループ発表された配置計画で参加者の各人が思う優先順にシールを貼り、優先すべき施設を抽出





●東西区域の各エリアに配置する施設及び優先すべき施設

ワークショップでの、東西区域の各エリアに配置する施設及び優先すべき施設について整理し、以下に示します。

【西側区域の各エリアに配置する施設】

エリア	施設等	配置理由、意見	シール
駐車場	・トイレ	・駐車場のそば	1
	・移動式トイレ	・サイクリストが使いやすい	
	・駐輪場	・子どもが安全に来れる場所	
子どもと遊ぶ・体を動かす	・複合遊具	・子どもが来る、遊べる	1
	・健康遊具	・高齢者、子どもが同じ空間	
	・多目的広場	・家族でくつろげるように	
	・インクルーシブル遊具	・西、東にあれば便利	
	・ドッグラン	・浸水しても大丈夫	
休む・憩う	・四阿・パーゴラ ・ベンチ	・太陽光パネル ・休憩設備	5
	・トイレ	・西、東の安全な高いエリア	1
	・ボール遊び		4
その他	・サイクリングコース ・遊歩道 ・ランニングコース	・幅は広く ・自転車と人は分ける	6
	・駐輪場	・北側緑地エリアに ・小学生の移動、利用しやすさ	

※シール列は、シールが貼られた数を示します。

【東側区域の各エリアに配置する施設】(1/2)

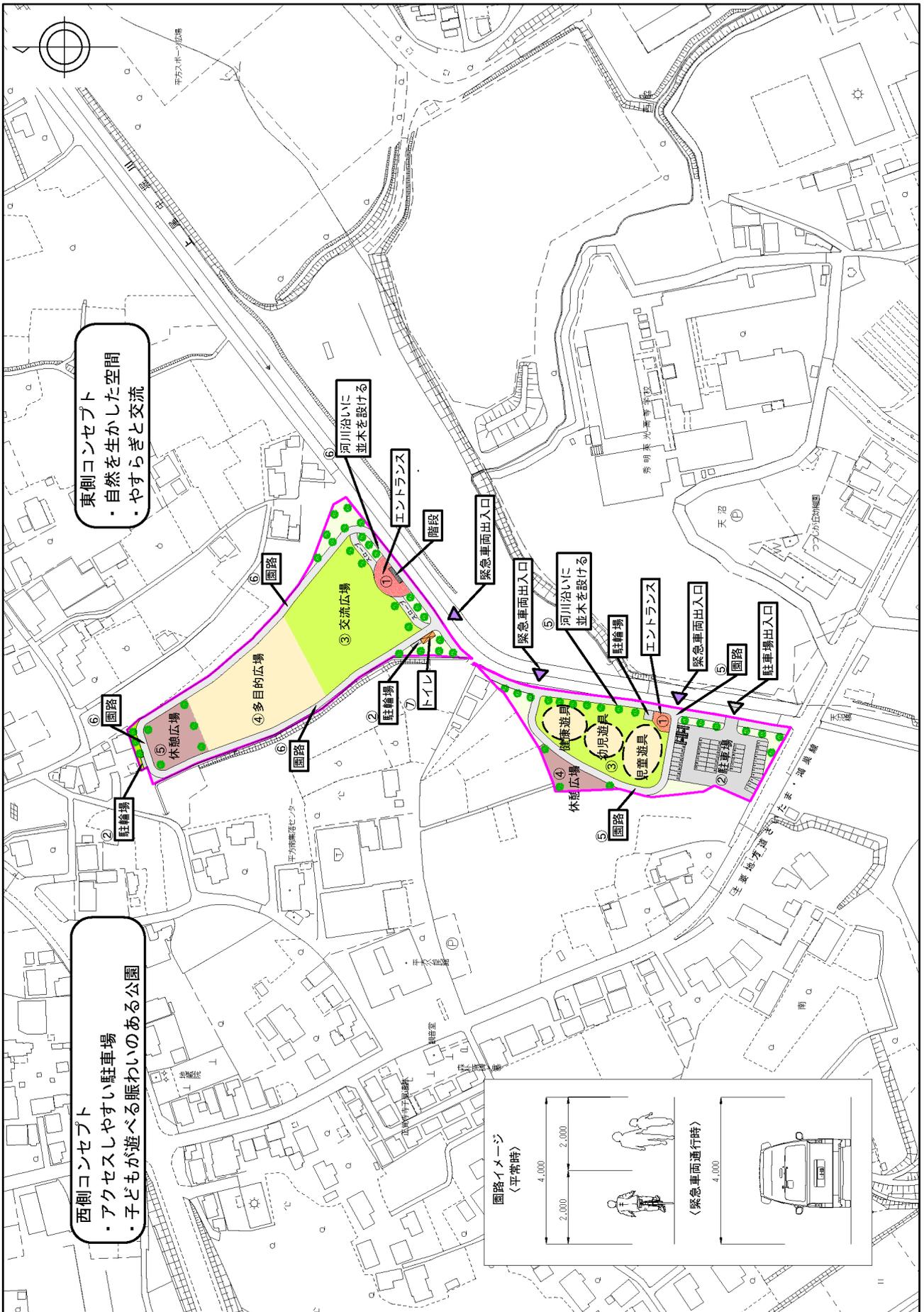
エリア	施設等	配置理由、意見	シール
やすらぎ・交流	・あずまや・パーゴラ ・ベンチ	・太陽光パネル ・休憩設備	2
	・トイレ	・浄化槽が心配、移動式が良い ・多機能が良い、管理面	
	・インクルーシブ遊具	・西、東に1つずつ	1
	・ドッグラン	・散歩しながら浸水しても大丈夫な場所 ・ドッグランではなくてもペット可な公園	
	・多目的広場	・ある程度広いスペース	

※シール列は、シールが貼られた数を示します。

【東側区域の各エリアに配置する施設】(2/2)

エリア	施設等	配置理由、意見	シール
自然空間	・多目的広場	・騒音面を考慮、集会機能 ・環境フェスティバル ・子どもの自転車練習	
	・ボール遊び ・複合遊具 ・健康遊具	・道路に近くない所に子どもの遊び場 ・高齢者、子どもが同じ場所で交流 ・これから多くなる高齢者のために	1
	・スケボーパーク	・斜面を利用して、住宅から少し離す	
	・遊歩道 ・ランニングコース	・自転車が多くなると危険 ・幅を広げてペットを散歩できるように	
	・木陰・植栽 ・低木・花壇	・暑さ対策 ・ペット可の空間	
休む・憩う	・駐輪場	・自転車の誘導、アクセス面 ・駐輪場がないともったいない ・小学生の利用、利用しやすさ	9
	・トイレ	・西、東の安全な高いエリア ・高台は機能固定 ・低地ではできれば移動式 ・移動式だと障害者が利用しづらいのでは	1
	・出入口の機能	・水路を暗渠にして歩道にする	7
緑地	・駐輪場	・誘導 ・国に預けた土地を活用するのはどうか	5
	・通路	・車が通れるとよい	
その他	・遊歩道 ・ランニングコース	・排水	2
	・道路整備(市道 4034 号線)	・自転車歩行者のために道路を整備	
	・川沿いの並木	・桜の木を植えても土壌的に根が張るか ・暑さ対策、希望は桜 ・一体的に整備	8
	・橋	・中堀川に橋を架ける	5
	・管理	・上尾丸山公園の管理部門において定期的に清掃	
	・省エネ設備	・太陽光パネル付照明	3
	・サイクルラック	・サイクリストが多いため	
		・平方公民館のトイレ活用 ・トイレは必須 ・駐車場、駐輪場整備は優先事項	

※シール列は、シールが貼られた数を示します。



基本計画図 (案)

### 6-2-3.第3回ワークショップ

第3回ワークショップでは、第2回ワークショップに基づき作成した基本計画図（案）を活用し、市民コメントによる要望・意見（6-2-4.市民コメント参照）を踏まえ公園の施設配置、公園管理の役割分担等についてグループワーク（話し合い）を行いました。

以下に、第3回ワークショップの実施内容及びグループワークの結果を示します。

#### (1) 第3回ワークショップ実施内容

- 実施日時：令和6年12月8日（日）10時～12時
- 参加者数：19名
- グループ：A～Dグループ（4～5名/グループ）
- テーマ：「（仮称）平方雨沼公園の整備計画（案）を作成しよう！！」

#### 【ワークショップの内容】

##### ア) 案説明

第2回ワークショップを踏まえ作成した基本計画（案）の説明

##### イ) 市民コメントの報告

市民コメントの結果を踏まえ、市民の意見と意見に対する回答（市の考え方）を説明

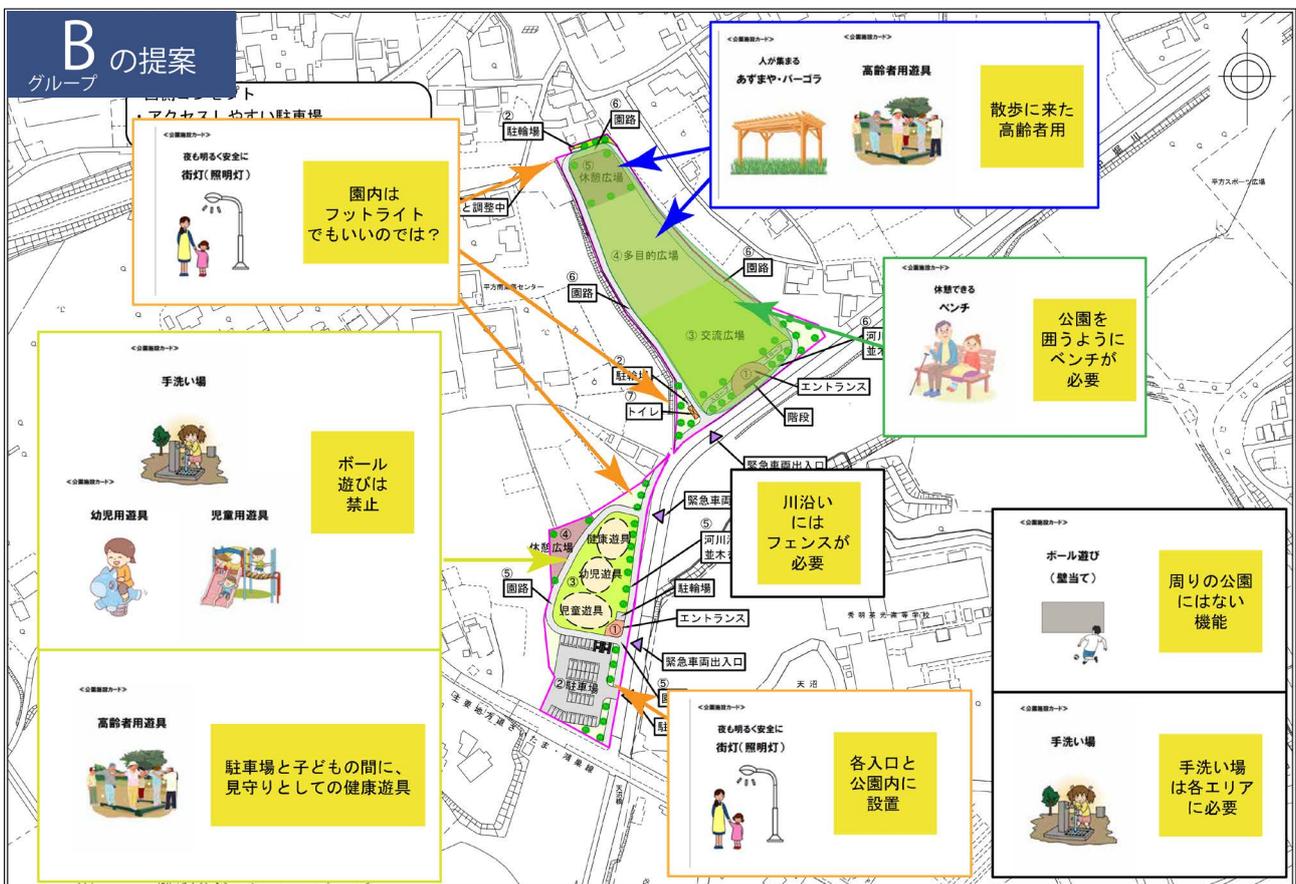
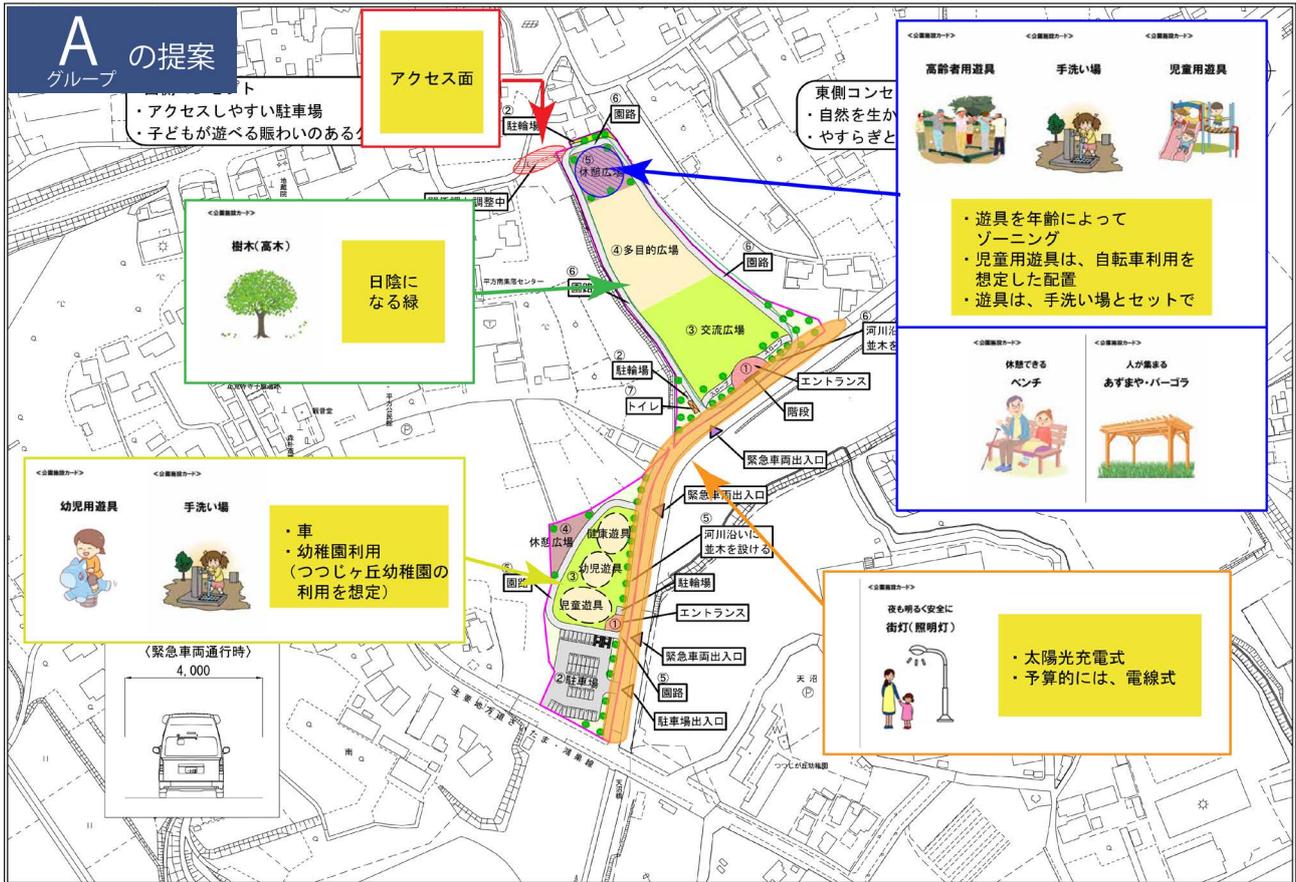
##### ウ) グループワーク

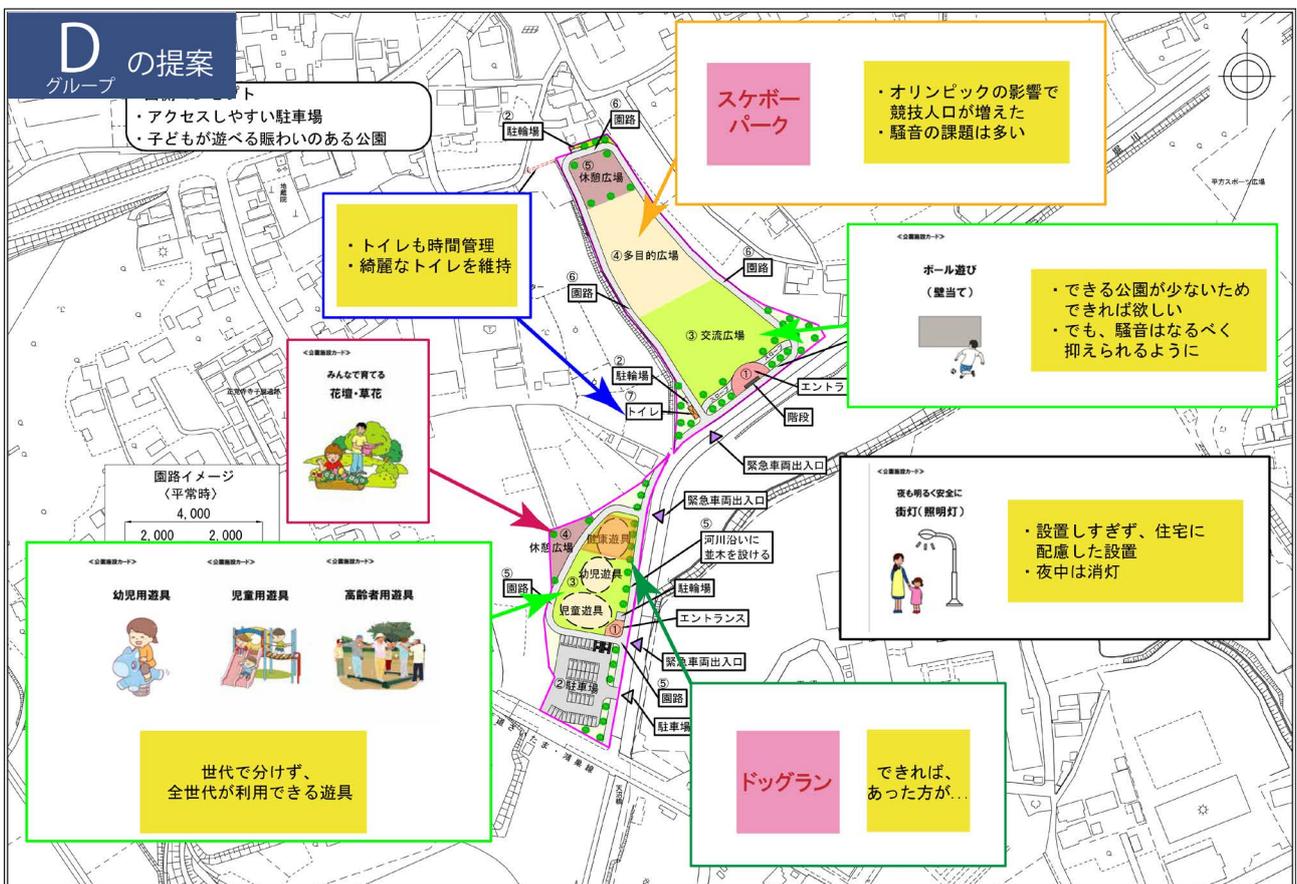
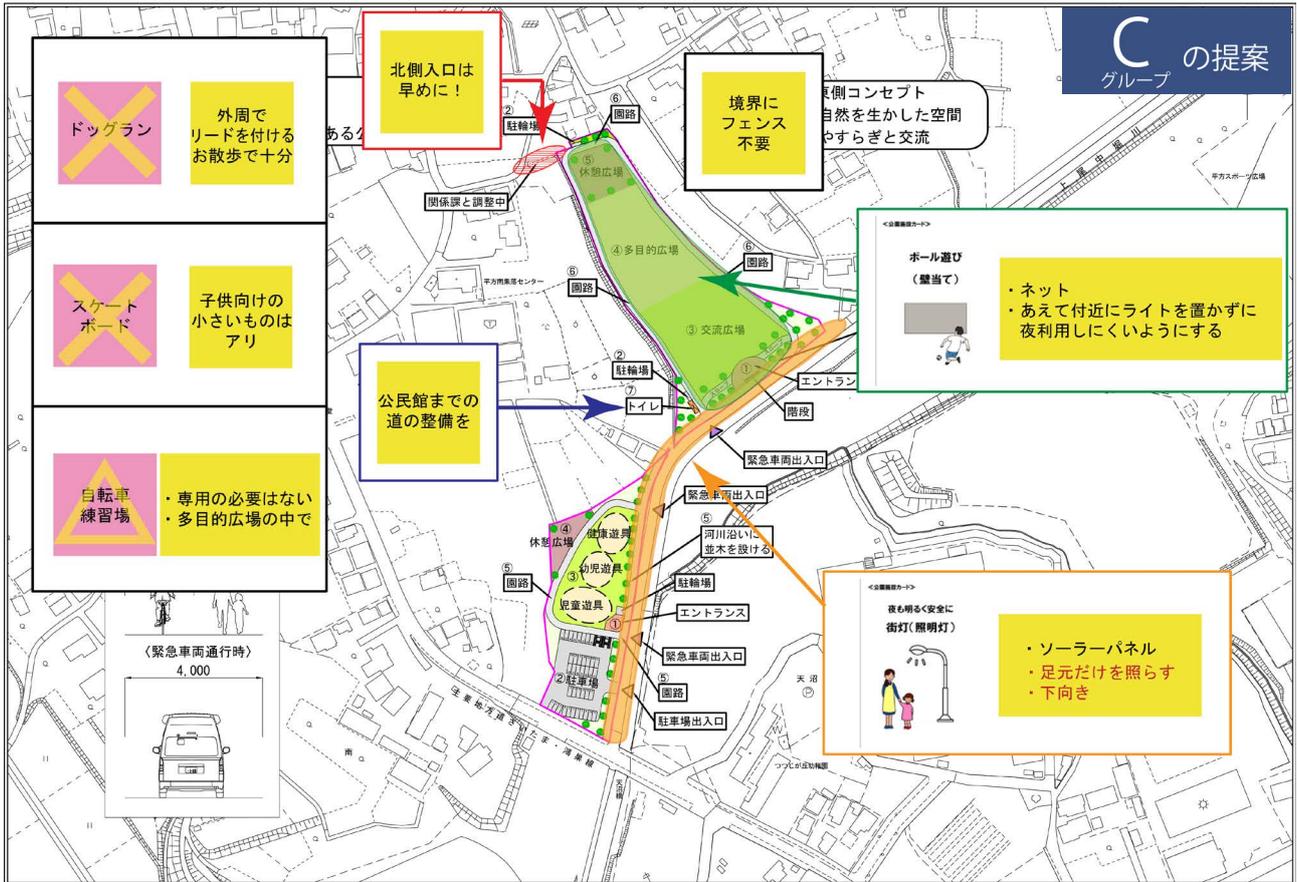
グループワーク①：エリアごとに「どんな公園施設を配置したい」「どんな使い方をしたい」をテーマに公園施設カードを使った意見交換

グループワーク②：「公園管理の役割分担（地域・住民、団体、市）」をテーマに意見交換

グループワーク③：募集した公園名候補を基に各グループで2案にまとめ、公園名とその「意図・思い」について意見交換

(2) グループワーク① (施設配置と使い方)





●配置する施設（まとめ）

【西側区域の各エリアに配置する施設】

エリア	施設	使い方
③遊具広場	・幼児用遊具、手洗い場	・車 ・幼稚園利用（つつじヶ丘幼稚園の利用を想定）
	・幼児用遊具、児童用遊具、手洗い場	・ボール遊び禁止
	・高齢者用遊具	・駐車場と子供の間に見守りとして健康遊具
	・幼児用遊具、児童用遊具、高齢者用遊具	・世代で分けずに全世代が利用できる遊具
	・ドッグラン	・できればあった方が・・・
④休憩広場	・みんなで育てる花壇	

【東側区域の各エリアに配置する施設】

エリア	施設	使い方
③交流広場	・ボール遊び（壁当て）	・できる公園が少ないためできれば欲しい。 ・騒音はなるべく抑えられるように
④多目的広場	・ボール遊び（壁当て）	・周りの公園にない機能
	・ボール遊び（壁当て）	・ネット ・あえて付近にライトを設置せず夜間利用を制限する
	・スケボーパーク	・オリンピックの影響で競技人口が増加 ・騒音の課題は多い
⑤休憩広場	・児童用遊具、手洗い場	・遊具を年齢によってゾーニング ・児童用遊具は、自転車を想定した配置 ・遊具は、手洗い場とセットで
④多目的広場 ⑤休憩広場	・高齢者用遊具、ベンチ、あずまや・パーゴラ	
	・高齢者用遊具、あずまや・パーゴラ	・散歩に来た高齢者用
⑦トイレ	・トイレ	・トイレも時間管理 ・きれいなトイレを維持
エリア全体	・樹木（高木）	・日陰になる緑
	・ベンチ	・公園を囲うようにベンチが必要
東側民地境界		・境界にフェンス不要
北側既存水路		・アクセス面 ・北側入り口は早めに！

【東西区域に配置する施設】

エリア	施設	使い方
上尾中堀川管理道路 (市道) 沿い	・ 照明灯	・ 太陽光充電式 ・ 予算的には、電線式
	・ 照明灯	・ ソーラーパネル ・ 足元だけを照らす ・ 下向き
	・ フェンス	・ 川沿いにフェンスが必要
全体	・ 照明灯	・ 園内の照明はフラットライトでもいいのでは？
	・ 照明灯	・ 設置しすぎず住宅に配慮した配置
	・ 照明灯	・ 各出入り口と公園内に設置
	・ 手洗い	・ 手洗い場は各エリアに必要
	・ ドッグラン不要	・ 外周でのリードを付けたお散歩で十分
	・ スケボーパーク不要	・ 子供向けの小規模サイズはあり
	・ 自転車練習場	・ 専用の必要性はない ・ 多目的広場で練習できる
市道 4034 号線	・ 道路整備	・ 公民館までの道路整備が必要

(3) グループワーク② (公園管理の役割分担)

【公園管理の役割分担】

エリア	公園管理・活用の役割分担		
	地域・住民	団体	市
西側区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>遊んだ後の清掃 (ドッグラン、スケボーパーク)</li> </ul>		
西側・東側 区域共通	<b>役割分担し、それぞれに委託する</b>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>草刈り</li> <li>ゴミ拾い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>秀明高校・会社と連携</li> <li>地域団体は難しい</li> <li>トイレの施設 (使用時間を決める)</li> <li>防災対策</li> <li>ゴミ箱・トイレ清掃</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1年間の管理サイクルの作成</li> <li>予算をとって管理することが理想</li> <li>草刈り</li> </ul>
	<b>ルールの徹底</b>	<b>賑わいの創出</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的に自転車の乗り入れは禁止</li> <li>三輪車程度はOK!</li> <li>ゴミ箱は設置せずごみは持ち帰る</li> <li>エリアを決めてペット可とする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域のイベント開催</li> <li>キッチンカー</li> <li>幼稚園行事等の利用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公民館のイベント</li> </ul>
	<b>管理整備</b>		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>植栽の管理 (草刈り等) ブランティア!</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>注意喚起の看板設置</li> <li>トイレ清掃・遊具の管理</li> </ul>
	<b>緑の管理</b>		<b>管理手間の少ない設計</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>草むしり</li> <li>地域で集まる年に1回のイベント</li> <li>平方自治会連合会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常管理は業者</li> <li>丸山公園と一体で管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土舗装で雑草が生えにくいもの</li> <li>ウッドチップ</li> <li>丸山公園の人工芝</li> </ul>
	<b>花壇・草花</b>	<b>高木</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>小・中学生活動と併せて管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>害虫消毒</li> </ul>	
東側区域	<b>トイレ</b>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的な点検と市への報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学生がサークル・部活の活動と併せてトイレ清掃</li> <li>周辺の学校に“私たちの公園”という意識をもってもらう</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>スポーツ広場のトイレと併せて管理できないか</li> <li>平方公民館と一緒に管理</li> <li>駐車場</li> <li>障害者用を設ける</li> </ul>

(4) グループワーク③ (公園名について)

以下に、第3回ワークショップに際し、事前に参加者より募集した公園名候補及び各グループの選考結果を示します。

【公園名候補一覧】

No	公園名	提案理由
1	アクア公園	アクアはラテン語で水を表す言葉。この公園は、災害時に雨水の貯留ができる公園になるため、水にちなんだ言葉で、響きも良い「アクア公園」とした。
2	令和天沼公園	歴史的な意味を含めて、令和の時代に整備されたことを残すためにも令和とし、雨沼ではあまりにも品なので、橋の名称にもなっている天沼とした。
3	Ageo ネイチャーウエストパーク	ネイチャー (自然) ウエスト (西) パーク (公園)
4	てるてるパーク	「雨」沼の空が晴れるように
5	平方雨沼公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この名称で慣れてしまった。地元の名の入った公園名称でよい。</li> <li>・名称はオーソドックスの方がわかりやすいと考えている</li> <li>・既に親しんでいるため</li> </ul>
6	平方あめぬま公園	地域由来の名称であり、あめと広めたいから。
7	アメヌマパーク	地区の名称を入れて、わかり易くする。
8	天沼中堀公園	車の出入口が天沼橋の付近になり、洪水時には中堀川を越流させ、浸水被害を軽減する施設となる事から。
9	ひらかたパーク	上尾には東に平塚公園があり、西にあるので (平方) をひらがなで、公園をパークとする。雨沼という地名はNG。
10	ひらかたみなみパーク東 ひらかたみなみパーク西	小さい子からもわかり易くひらがなに地区名を入れて、どこに居るかも分かるようにしました。

※提案理由は原文のとおり

【各グループの公園名の選考結果と「意図・思い」】

GP	公園名	意図・思い
A	平方雨沼公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シンプル</li> <li>・“平方”の名前を残したい</li> </ul>
	HIRAKATA Swam Park	<ul style="list-style-type: none"> <li>・沼にかけて（鳥 swan、沼 swamp、沼る（楽しむ））</li> </ul>
B	ひらかたみなみパーク東 ひらかたみなみパーク西	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雨沼という言葉のイメージが良くない</li> <li>・子どもでもわかりやすいひらがな</li> </ul>
	ひらかたパーク	
C	天沼パーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雨よりは天の方がいい</li> </ul>
	ひらかたパーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「パーク」だと色々なことができそう</li> <li>・「ひらかた」と「天沼」の両方入れると長い&amp;略称が「ひらかたパーク」「天沼パーク」の両方の可能性があり、誤解を生みやすい</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・短くて地名が入っているのが望ましい</li> </ul>
D	平方あめぬま公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>“あめ”か“あま”を迷わないようひらがな</li> </ul>
	てるてるパーク（通称）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雨にかけて、子供たちが遊びに行くとき、呼びやすいように</li> </ul>

※新しい公園名は、親しみやすい公園となるよう、7つの案より今後、市で決定いたします。

### 6-3.市民コメント

上尾市市民コメント制度要綱に基づき、「(仮称)平方雨沼公園基本計画(案)～中間報告～」について市民コメントを以下のとおり実施いたしました。

○実施期間：令和6(2024)年10月21日(月)～令和6(2024)年11月21日(木)

○対象者：上尾市内に在住・在勤・在学の人  
上尾市内に事務所・事業所・固定資産を有する人、利害関係者

○実施方法：計画(案)・意見書を公共施設へ設置するほか、市ホームページに掲載

○設置場所：みどり公園課、市役所1階情報公開コーナー、各支所・出張所・公民館

○実施結果：次頁参照

### 1. 提出の方法と人数

提出方法	提出人数	摘要
1. 直接窓口	1 人	
2. メール	3 人	
3. ファックス	0 人	
4. 郵 送	2 人	
5. その他	0 人	
合 計	6 人	

### 2. 意見の種別と件数

意見種別	意見件数	主旨
公園エントランス	0 件	
駐車場	1 件	(1) 新規駐車場整備要望
遊戯施設広場	0 件	
休憩広場	0 件	
園路	5 件	(1) 既存市道の道路整備について (2) 公園内への自転車乗り入れについて (3) 公園進入路の整備要望 (4) 園路の舗装について (5) 照明設置要望
駐輪場	0 件	
交流広場（及び多目的広場）	1 件	(1) 広場地面の表面処理要望
多目的広場	0 件	
トイレ	1 件	(1) 水道設置要望
河川沿いの並木	1 件	(1) 桜並木の害虫について
その他	4 件	(1) ゴミ集積場設置要望 (2) 隣地との一体化について (3) 公園コンセプトについて (4) 公園施設の配置について
合 計	13 件	

### 3. 意見と回答

#### 駐車場

項目名、ページ等	意 見	回 答（市の考え方）
P 2 8 6-5.基本計画 図（案）	(1) 道路拡張を要望している市道 40027 号線から園路への進入できる道路付近に駐車場を要望します。埼玉県道 57 号さいたま鴻巣線側だけでなく、東側の駐車場を確保し利便性向上が図られます。関係地権者の同意済みです。	(1) P 2 8 6-5.基本計画図（案）東側区域⑤休憩広場東側付近で、新たに土地の買収を行い、公園用地を拡張する予定はございません。

園路

項目名、ページ等	意見	回答（市の考え方）
<p>P15 ④交通アクセスに対応した公園づくり</p> <p>P24 ・道路整備（市道40433号線）</p> <p>P26 ②既存水路敷の利用など、出入口の設置の可能性について、関係各課との協議を進めます。</p> <p>P25 ⑤園路、P27 ⑥園路、P28 園路イメージ〈平常時〉</p>	<p>(1) 公園の位置から考えると、多くの利用者は県道川越・上尾線を使って公園に来ると思います。また、県道さいたま・鴻巣線は歩道が未整備なので自転車や歩行者が通るには極めて危険です。県道川越・上尾線から公園北側へ直接出入り出来るよう検討してください。既存の市道を整備すれば可能と考えます。</p> <p>(2) 公園内に自転車を入れるのでしょうか？危険なので、自転車の公園内への乗り入れは禁止してください。また、周辺にサイクリングコースがあるので、公園内への乗り入れは不要と考えます。</p>	<p>(1) 公園東側区域北西角（P28 6-5.基本計画図（案）⑤休憩広場上部②駐輪場付近）に接する既存水路敷を活用し、市道40433号線から歩行者や自転車が公園に出入りできるよう、現在、関係課と調整を行っております。</p> <p>(2) 現段階における園路は、幅員のイメージとして、歩行者と自転車が並行利用可能であることを想定しておりますが、今回頂いたご意見を参考に、例えば、自転車走行エリアの設置や、自転車利用を幼児の自転車練習に限るなど、今後、運用面で検討してまいりたいと考えます。</p>
<p>P28 6-5.基本計画図（案）</p>	<p>(3) 道路拡張を要望している市道40027号線から園路への進入ができる道路を要望します。緊急車両、イベント開催時や歩行者進入口として活用できるよう要望します。関係地権者の同意済みです。</p>	<p>(3) P28 6-5.基本計画図（案）東側区域⑤休憩広場東側付近で、新たに土地の買収を行い、公園進入路を整備する予定はございません。</p> <p>なお、緊急車両につきましては、上尾中堀川沿いの南側市道から進入し、公園内を周回できる4mの園路を走行する計画です。また、歩行者及び自転車の出入りにつきましては、園路：回答（1）のとおりです。</p>
<p>P25、26、P28 園路の舗装について</p>	<p>(4) ただのアスファルトでは味気がないためベージュや赤茶色のようなカラー舗装で、なおかつ足に優しい舗装だと思っています。</p>	<p>(4) 園路の具体的な表面処理につきましては、今後、基本・実施設計を進める上での参考とさせていただきます。</p>
<p>P28 照明について</p>	<p>(5) この辺りは暗いため園路に沿った照明が必要だと思っています。白色は寒々しく不気味な感じがするので穏やかな電球色を望みます。</p>	<p>(5) 照明灯の具体的な配置及び灯具の選定につきましては、周辺の環境、夜間の利用形態などを考慮しながら、今後、基本・実施設計を進める上での参考とさせていただきます。</p>

交流広場

項目名、ページ等	意見	回答(市の考え方)
P26、P28 ④多目的広場と⑥交流広場の地面について	(1) 交流広場についてはその目的からして芝生が良いと思います。また多目的広場の地面は芝ではなさそうですが、風のある日に砂埃が舞わないような表面処理なり舗装なりがされていることを望みます。	(1) P26④多目的広場、⑥交流広場の表面処理につきましては、現段階では未定ですが、今回のご意見を参考に、近隣への砂埃飛散防止を踏まえ、今後の基本・実施設計で検討してまいります。

トイレ

項目名、ページ等	意見	回答(市の考え方)
P27、P28 水道について	(1) トイレ以外にも水道があると便利だと思います。	(1) 水飲みや手洗い等の具体的な配置は、必要性や適性規模を十分に考慮し、今後の基本・実施設計で検討してまいります。

河川沿いの並木

項目名、ページ等	意見	回答(市の考え方)
P28 並木について	(1) 計画の中に桜並木という意見がありました。近くに子ども園や高校があるため桜はよく合うと思いますが、害虫が心配です。害虫を嫌がって人が利用しにくい公園にならないことを願います。	(1) サクラは日当たりが良く腐植に富み、水はけの良い場所が適地です。本公園は、低湿地で、サクラには不適な生育環境であるため、並木を形成する樹種は、今後の検討課題です。 市としては、環境に適し、長く皆様に親しまれる樹種を考えておりますが、どのような樹種であっても、病虫害の発生は不可避であることをご理解ください。

その他

項目名、ページ等	意見	回答（市の考え方）
<p>—</p>	<p><b>(1)</b> これは個人的な希望なのですが、東側区域の最東部にゴミステーションを設置できないでしょうか。この周辺住民の現在のゴミステーションはそうま水産の駐車場の隣で、450mほど離れています。公園の前面道路が整備されることにより収集車が通り抜けできるようになるので、この機に設置していただくと幸いです。</p> <p><b>(2)</b> 弊社が使用している土地と雨沼公園の構想を一体化してお考えいただきたいと思います。①ゼロエネルギー（化石燃料に頼らない公園）②食料自給率100%パーク（全て埼玉県産の農産物を販売する公園）③災害時の避難所になるパーク（これは既に計画案に入っています）化石燃料のほとんどを中東に頼る日本、食料自給率の低い日本、災害大国の日本。これらの機能を担った公園でなければ空地の多い上尾に公園はいりません。SDG sを加えたパークを上尾に造りましょう。</p> <p><b>(3)</b> 1.公園との連携：雨沼公園+太陽光+農業での相乗効果を期待。災害時の電源確保の提供も可能。</p> <p>2.地域活性化：我々の農園から食材の提供や農業についての教育プログラムへの期待。</p> <p>3.環境への配慮：太陽光などの自然再生エネルギーの学びや農園の無農薬栽培など環境への配慮。</p> <p>4.コミュニティの参加：地元住民や学校との協力を促進し、地域の人々が参加できるような取り組みの期待（農業体験など）</p>	<p><b>(1)</b> 本公園の整備は、都市公園法並びに上尾市都市公園条例に則り行います。地域のゴミステーションは、都市公園法で認められた公園施設ではないことから、公園内に設置することはできません。</p> <p><b>(2)</b> 基本構想及び基本理念につきましては、令和5年度に地域住民の皆様の承認を得ており、これに基づき、現在、住民ワークショップを取り入れながら、基本計画を策定しております。その中で、隣地との一体化は考えておりません。なお、持続可能な公園の維持管理につきましては、今後、管理・運営に伴うソフト面を検討するにあたっての参考とさせていただきます。</p> <p><b>(3)</b> 1.公園内に大規模な太陽光発電を設置する予定はございません。また、回答(2)にあるとおり、隣地との一体化は考えておりません。</p> <p>2.自治会等が主催する地域イベントにつきましては、都市公園内行為許可申請により、開催は可能と考えます。</p> <p>3.大規模な太陽光発電の設置や公園内で無農薬農業に取り組む予定はございません。</p> <p>4.公園内に農園を整備する計画はないため、農業体験等を行う予定はございませんが、今後、公園の管理・運営に伴うソフト面を検討する際に、地域の皆様や学校との協働は重要であると考えます。</p>

	<p>(4) これから整備される平方雨沼公園の基本計画について、特に雨沼一体の湿地帯のバードウォッチングの野鳥のすみかである絶好の宝庫として野鳥の絵柄付き説明板や新たな市民の憩いの広場である東屋やベンチ及び清潔なトイレや清涼飲料水の自動販売機や水道などが設備されればいいと思います。又、散策道や四季彩りの花壇及び子供用遊戯施設や四季に 1 回ずつ毎年 4 回のイベントが実施されればいいと思います。</p>	<p>(4) 東屋やベンチ等の休憩施設、子供用の遊戯施設等の具体的な配置につきましては、区域ごとの利用用途を考えながら、今後、基本・実施設計の中で検討してまいります。</p> <p>また、公園での事業等につきましては、管理人が常駐する公園ではないため、積極的な開催は難しいものと考えますが、今後、公園の管理・運営に伴うソフト面を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 7. 基本計画

### 7-1.ゾーニングの検討と設定

ワークショップで提案された公園の使い方、施設配置及び市民コメントの意見等を踏まえ、「基本方針」、「各区域のコンセプト」との整合を図り、西側区域・東側区域のゾーニングを検討設定しました。

主なゾーン及び整備方針とゾーニング図を以下に示します。

#### ● 西側区域の主なゾーン及び整備方針

##### ○ 公園エントランスゾーン

- ・区域のほぼ中央に配置し、出入口は別途整備される市道 40559 号線（以下「市道」という。）沿いに園路を整備し歩行者の安全性を確保します。

##### ○ 駐車場ゾーン

- ・アクセスのしやすい県道さいたま・鴻巣線沿いに配置。車両の入出は安全性を考慮し市道からの動線とします。

##### ○ 遊具広場ゾーン

- ・公園エントランスゾーンと駐車場ゾーンに接し区域の中央に、子どもと遊ぶ、体を動かすエリアを配置し、遊具等を整備します。

##### ○ 休憩広場ゾーン

- ・遊具広場ゾーン西側に、平常時は子どもが遊ぶ遊具広場ゾーンが見え休憩できるエリアとして、また災害時には緊急避難場所として活用できるよう、盛土により休憩広場を整備します。

##### ○ 緑地ゾーン

- ・周辺の近隣住宅との緩衝帯となる緑地エリアを区域北側に配置整備します。

#### ● 東側区域のゾーニング

##### ○ 公園エントランスゾーン

- ・区域のほぼ中央に配置し、出入口は市道沿いに園路を整備し歩行者の安全性を確保します。

##### ○ 交流広場ゾーン

- ・公園エントランスゾーンに隣接位置に、多様な世代の憩い・交流の場となるエリアを配置整備します。

##### ○ 多目的広場ゾーン

- ・多目的に利用できるエリアを区域の中央に配置整備します。

##### ○ 休憩広場

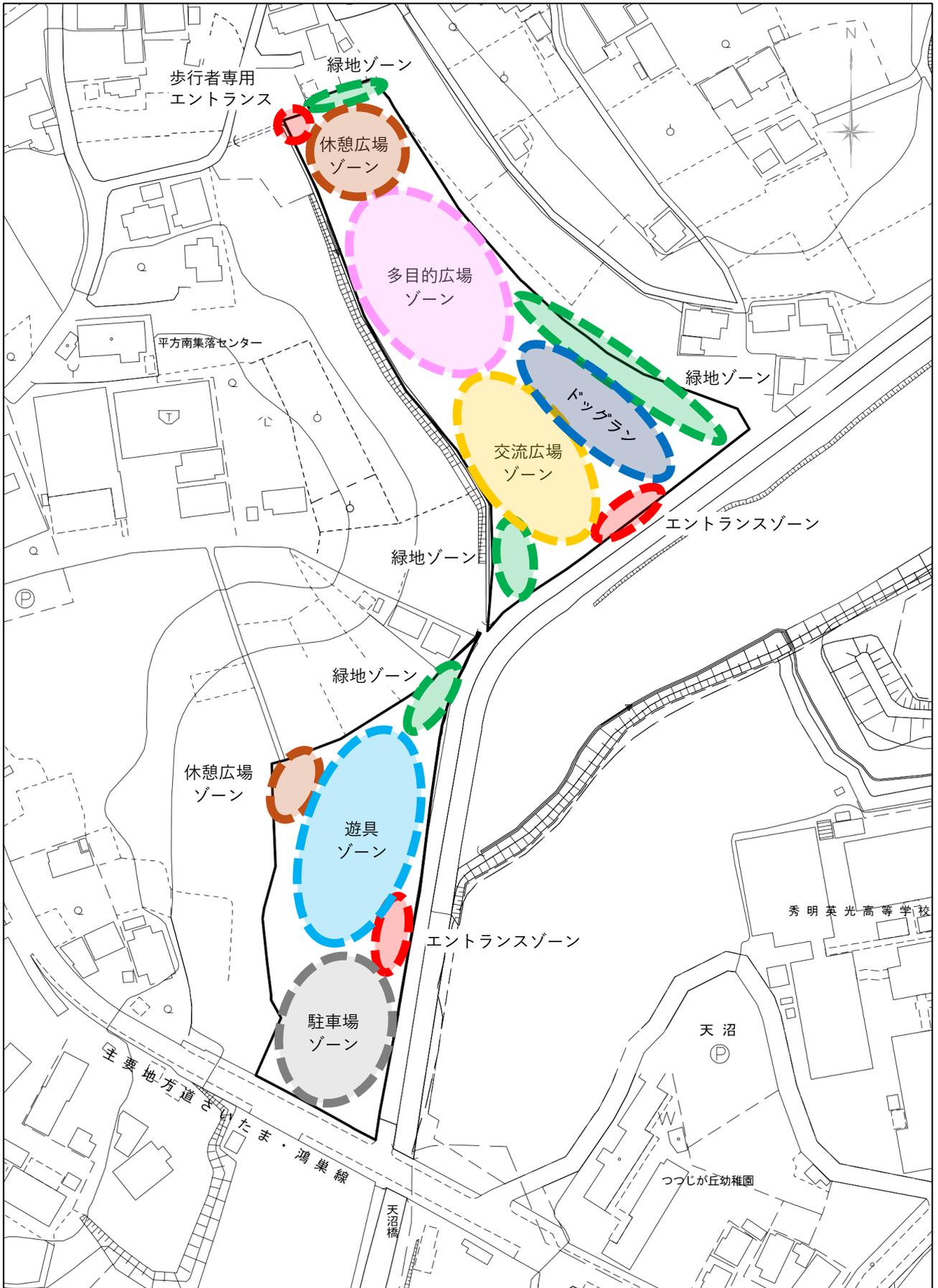
- ・区域内で標高の高い北側には、平常時は休憩・憩いの場として、災害時には緊急避難場所となるエリアを配置し整備します。

##### ○ 緑地

- ・周辺の近隣住宅との緩衝帯となる緑地エリアを、近隣住宅付近にそれぞれ配置整備します。

##### ○ 歩行者専用エントランスゾーン

- ・歩行者専用の出入口を計画地北側に配置整備します。



(仮称) 平方雨沼公園ゾーニング図

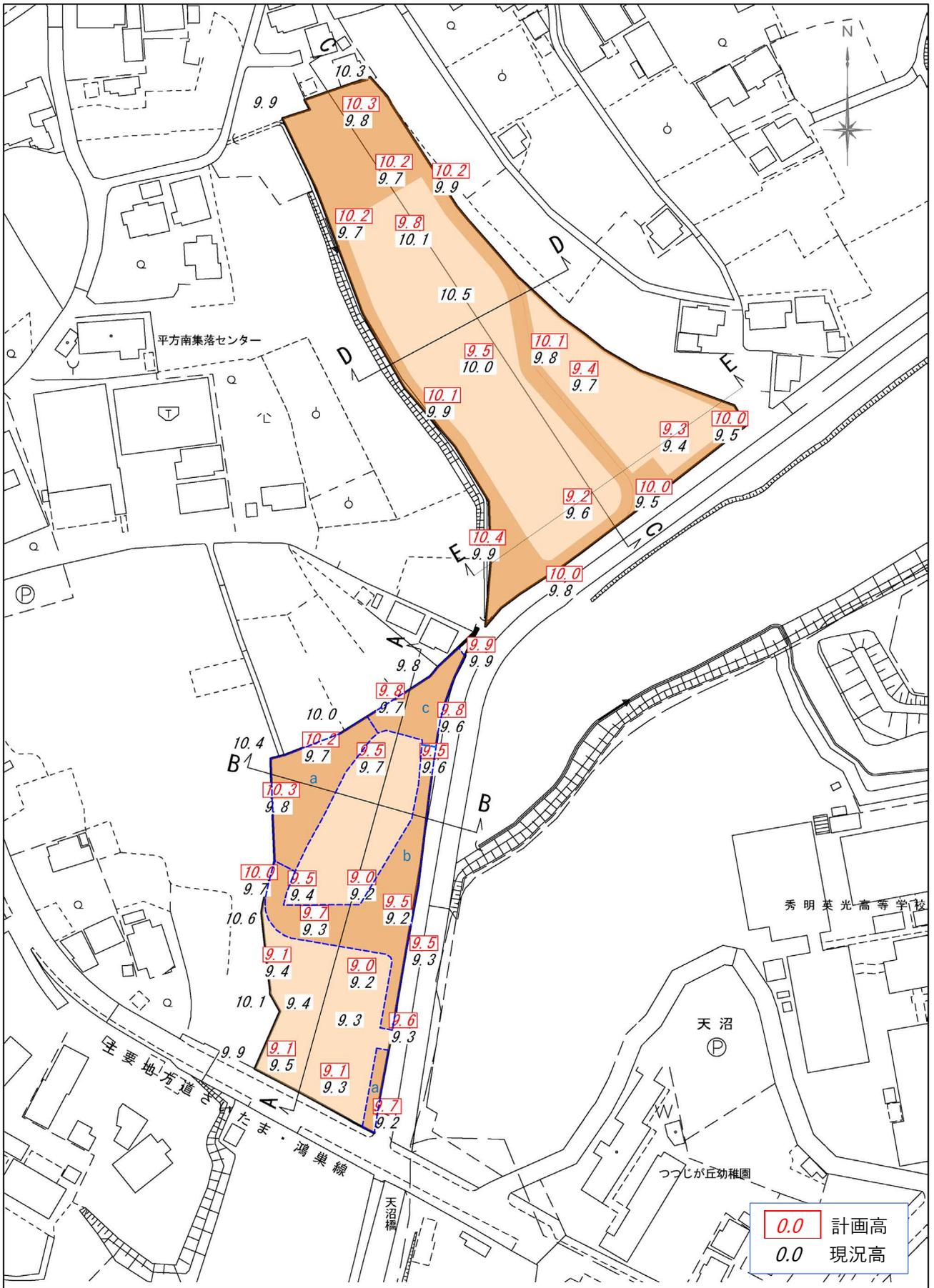
## 7-2.造成計画

本計画地は、不燃ごみ・焼却灰・残土等の埋立地となっており、現在もそれらの廃棄物等が地中に残存しているため、廃棄物等の掘り起こしを極力控え、区域外へ土砂を搬出しない（切土を極力少なくする）計画を基本とします。

また公園整備にあたり、上尾市雨水排水流出抑制施設基準に則った雨水流出抑制容量（7-3.雨水流出抑制施設の容量参照）を確保する必要があるため、盛土による造成もできる限り控えることが求められることから、現況地形から切・盛土を 50cm 程度となる計画とします。

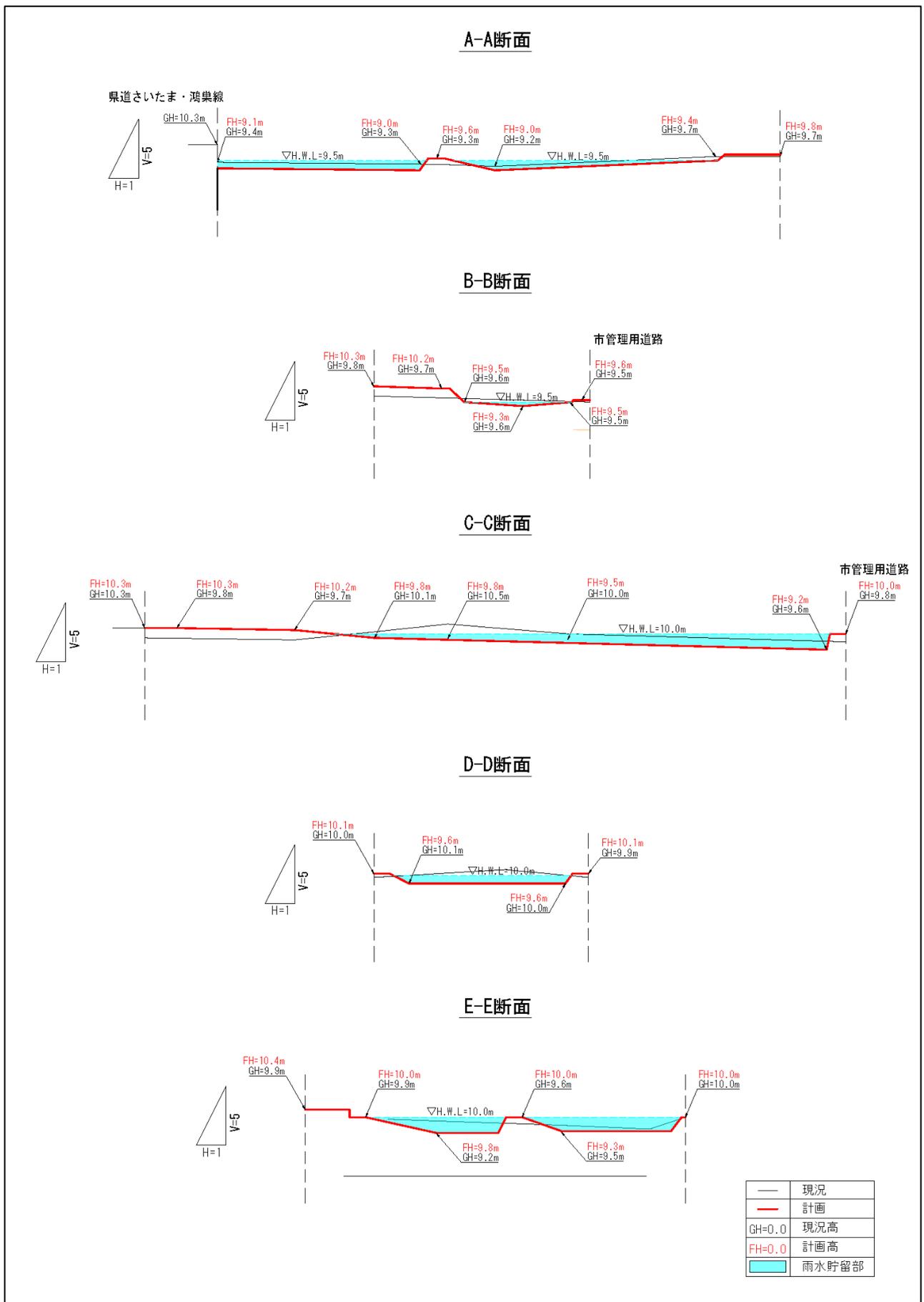
なお、雨水を貯留する範囲としては、西・東側区域それぞれの休憩広場ゾーン、緑地ゾーン及び園路を除くエリアとし、そこで必要貯留量を確保する計画とします。

次頁に、造成計画図及び造成計画断面図を示します。



(仮称) 平方雨沼公園造成計画図

※現況地盤高さは国土地理院の「基盤地図情報数値標高モデル」から読み取った標高



(仮称) 平方雨沼公園造成計画断面図

※現況地盤高さは国土地理院の「基盤地図情報数値標高モデル」から読み取った標高

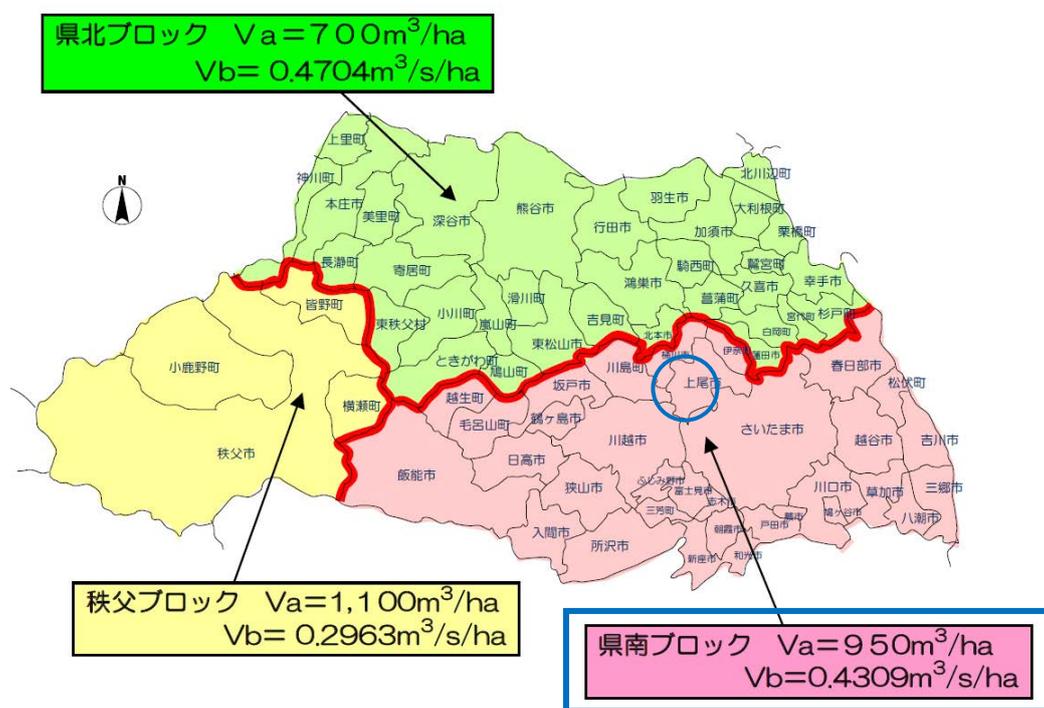
### 7-3.雨水流出抑制施設の容量

雨水流出抑制施設の必要対策量は、雨水流出増加行為に対する必要対策量に湛水想定区域での盛土行為に対する必要対策量を加算した容量となります。

#### (1) 地域別調整容量

地域別調整容量とは、流域の保水・遊水機能を確保するため、雨水流出量の増加に対し必要となる調整量をいいます。貯留量に対しては単位面積あたりの容量  $V_a$  ( $m^3/ha$ )、浸透量に対しては単位面積あたりの流量  $V_b$  ( $m^3/s/ha$ ) で示されており、県内を3ブロック(県南ブロック、県北ブロック、秩父ブロック)に分け、ブロックごとに調整容量が定められています。

本計画地は、県南ブロックに位置していることから、調整池容量は  $950 m^3/ha$  となります。



地域別調整容量図 (平成 19 年 4 月現在)

出典：埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例許可申請・届出手引き P.4

(2) 雨水流出増加行為に対する必要対策量の算定

雨水流出増加行為に対する必要対策量（雨水流出抑制施設の容量）は、地域別調整容量を基に、次の式より算定します。

雨水流出抑制施設の容量（V）（単位：m<sup>3</sup>）

$$V \geq A \times V a - (Q \div V b) \times V a$$

この式において、A、Q、V a、V bは、それぞれ次の数値を表す。

A 宅地等以外の土地で行う雨水流出増加行為をする土地の面積（単位：ha）

Q 雨水流出抑制施設の浸透効果量（単位：m<sup>3</sup>/s）

（\* 湛水想定区域での浸透効果量は、0 m<sup>3</sup>/s とします。）

V a 地域別調整容量 V a（単位：m<sup>3</sup>/ha）

V b 地域別調整容量 V b（単位：m<sup>3</sup>/s / ha）

本計画地での雨水流出抑制施設は、浸水区域として指定されていることから、浸透効果量は0 m<sup>3</sup>/s となります。

以下に埼玉県 の 湛水想定図を示します。



湛水想定区域図

出典： <https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/121836/toubu12.pdf>

これにより、雨水流出増加行為に対する必要対策量を次の通り算出しました。

●西側区域の必要対策量

$$V \geq A \times V_a - (Q \div V_b) \times V_a$$

$$V \geq 0.64\text{ha} \times 950 \text{ m}^3/\text{ha} - (0 \div 0.4309) \times 950$$

$$V \geq \underline{608 \text{ m}^3}$$

●東側区域の必要対策量

$$V \geq A \times V_a - (Q \div V_b) \times V_a$$

$$V \geq 0.99\text{ha} \times 950 \text{ m}^3/\text{ha} - (0 \div 0.4309) \times 950$$

$$V \geq \underline{941 \text{ m}^3}$$

※面積はCAD求積による

(3) 湛水想定区域内の土地に盛土をする行為に対する必要対策量の算定

湛水想定区域内の土地に盛土をする行為に対する必要対策量（雨水流出抑制施設の容量）は、次の式より算定します。

雨水流出抑制施設の容量（V）（単位：m<sup>3</sup>）

$$V \geq A \times 10,000 \times h$$

この式において、A、hは、それぞれ次の数値を表します。

A：湛水想定区域内の土地に盛土をする土地の面積（単位：ha）

h：盛土行為をする土地における湛水した場合に想定される平均水深、または最大盛土厚のどちらか小さい方の値（単位：m）

これにより、湛水想定区域内の土地に盛土をする行為に対する必要対策量を次の通り算出しました。

●西側区域の必要対策量

ブロック※2	盛土面積 (ha)	平均湛水深※1 (h1) (m)	最大盛土厚 (h2) (m)	h1とh2の小さい値(h) (m)	必要対策量 (m <sup>3</sup> )
a	0.10	0.625	0.50	0.50	500
b	0.13	0.625	0.40	0.30	390
c	0.04	0.625	0.20	0.20	80
合計	0.27				<u>970</u>

※1 湛水想定区域図から算定 (0.50m+0.75)/2=0.625m

※2 (仮称)平方雨沼公園造成計画図 P46 参照

●東側区域の必要対策量

ブロック	盛土面積 (ha)	平均湛水深※1 (h1) (m)	最大盛土厚 (h2) (m)	h1とh2の小さい値(h) (m)	必要対策量 (m <sup>3</sup> )
	0.36	0.625	0.50	0.50	<u>1,800</u>

(4) 計画地の必要対策容量

雨水流出抑制施設の必要対策量は、(2) 雨水流出増加行為に対する必要対策量と(3) 浸水想定区域内の土地に盛土する行為に対する必要対策量の合計から、以下の通りとなります。

●西側区域の必要対策量

$$V \cong 608 \text{ m}^3 + 970 \text{ m}^3 = \boxed{1,578 \text{ m}^3}$$

●東側区域の必要対策量

$$V \cong 941 \text{ m}^3 + 1,800 \text{ m}^3 = \boxed{2,741 \text{ m}^3}$$

(5) 造成計画における調整容量

●西側区域の調整容量

貯留エリアは、造成計画において休憩広場、緑地ゾーン及び園路は含まない計画としていることから、それ以外のエリア(駐車場と遊具広場)における調整容量を以下より算定します。(P47「(仮称) 平方雨沼公園造成計画断面図」 A-A 断面参照)

(駐車場)

$$\begin{aligned} \text{貯留部面積} &= (\text{貯留上部面積} + \text{貯留底部面積}) / 2 \\ &= (1,890 \text{ m}^2 + 1,570 \text{ m}^2) / 2 = 1,730 \text{ m}^2 \end{aligned}$$

$$\text{貯留水位} = 9.50\text{m (設定値)}$$

$$\text{計画造成高} = (9.0 + 9.1 + 9.1 + 9.1) / 4 = 9.07\text{m}$$

$$\text{調整容量} = 1,730 \text{ m}^2 \times (9.50\text{m} - 9.07\text{m}) = \underline{743 \text{ m}^3}$$

(遊具広場)

$$\begin{aligned} \text{貯留部面積} &= (\text{貯留上部面積} + \text{貯留底部面積}) / 2 \\ &= (1,950 \text{ m}^2 + 1,540 \text{ m}^2) / 2 = 1,745 \text{ m}^2 \end{aligned}$$

$$\text{貯留水位} = 9.50\text{m (設定値)}$$

$$\text{計画造成高} = 9.00\text{m}$$

$$\text{調整容量} = 1,745 \text{ m}^2 \times (9.50\text{m} - 9.00\text{m}) = \underline{872 \text{ m}^3}$$

【西側区域全体】

$$\text{調整容量} = 743 \text{ m}^3 + 872 \text{ m}^3 = \boxed{1,615 \text{ m}^3}$$

### ●東側区域の調整容量

貯留エリアは、西側区域と同様に休憩広場・緑地ゾーン及び園路を貯留エリアに含まない計画としていることから、それ以外のエリア(交流広場、多目的広場とドッグラン)においての調整容量を以下より算定します。(P47「(仮称)平方雨沼公園造成計画断面図」 E-E 断面参照)

(交流広場、多目的広場)

$$\begin{aligned}\text{貯留部面積} &= (\text{貯留上部面積} + \text{貯留底部面積}) / 2 \\ &= (4,600 \text{ m}^2 + 3,850 \text{ m}^2) / 2 = 4,225 \text{ m}^2 \\ \text{貯留水位} &= 10.00\text{m} \text{ (設定値)} \\ \text{計画造成高} &= (9.8 + 9.5 + 9.2) / 3 = 9.50\text{m} \\ \text{調整容量} &= 4,225 \text{ m}^2 \times (10.00\text{m} - 9.50\text{m}) = \underline{2,112 \text{ m}^3}\end{aligned}$$

(ドッグラン)

$$\begin{aligned}\text{貯留部面積} &= (\text{貯留上部面積} + \text{貯留底部面積}) / 2 \\ &= (1,920 \text{ m}^2 + 1,500 \text{ m}^2) / 2 = 1,710 \text{ m}^2 \\ \text{貯留水位} &= 10.00\text{m} \text{ (設定値)} \\ \text{計画造成高} &= (9.4 + 9.3) / 2 = 9.35\text{m} \\ \text{調整容量} &= 1,710 \text{ m}^2 \times (10.00\text{m} - 9.35\text{m}) = \underline{1,111 \text{ m}^3}\end{aligned}$$

【東側区域全体】

$$\text{調整容量} = 2,112 \text{ m}^3 + 1,111 \text{ m}^3 = \boxed{3,223 \text{ m}^3}$$

### (6) 検討結果

前項(2) 雨水流出増加行為に対する必要対策量と(3) 浸水想定区域内の土地に盛土する行為に対する必要対策量は、(西側区域:1,578 m<sup>3</sup>、東側区域:2,741 m<sup>3</sup>)であることから、前項(4)及び(5)で算出した造成計画による調整容量(西側区域:1,615 m<sup>3</sup>、東側区域:3,223 m<sup>3</sup>)は、十分に基準を満たします。

### ●西側区域

$$\text{必要対策量 } 1,578 \text{ m}^3 < \text{調整容量 } 1,615 \text{ m}^3$$

### ●東側区域

$$\text{必要対策量 } 2,741 \text{ m}^3 < \text{調整容量 } 3,223 \text{ m}^3$$

このことから、雨水流出抑制施設については、造成による調整池機能で必要対策量は充足する計画となっておりますが、本計画地で整備する側溝、集水桝等の雨水排水設備については、可能な限り浸透能力を有する製品を使用することで、さらなる雨水流出抑制効果を見込むものです。

## 7-4.計画最大在園者数

計画最大在園者数は、「令和3年度都市公園利用実態調査報告書（令和4年、国土交通省都市局公園緑地・景観課）、以下『実態調査』とする。」に基づき算定します。

公園種別ごとの最大時在園者数と経年変化

	利用可能面積 (ha)	最大時在園者数 (人)		ha 当りの最大時在園者数 (人/ha)		最大時1人当たり占有面積 (㎡/人)		
		平日	休日	平日	休日	平日	休日	
近隣公園	51年	1.04	129	183	124	176	81	57
	57年	1.14	104	201	91	176	110	57
	63年	1.252	104	135	83	108	120	93
	6年	1.17	114	168	97	144	103	70
	13年	1.369	51	70	37	51	268	196
	19年	1.392	45	63	33	45	307	222
	26年	1.416	77	124	54	88	184	114
	3年	1.892	79	84	42	44	240	226

出典：「令和3年度都市公園利用実態調査報告書」 P.32  
国土交通省都市局公園緑地・景観課

最大時在園者数（平日）：42（人/ha）×1.6（ha）=67.2 ≒68（人）

最大時在園者数（休日）：44（人/ha）×1.6（ha）=70.4 ≒71（人）

以上より、最大時在園者数が多い休日の 71人 を計画最大在園者と設定します。

## 7-5.動線計画

7-1.ゾーニングの検討と設定を踏まえ、歩行者及び車両の動線を以下のように計画します。

### ● 歩行者動線（区域全体）

計画地の東西区域は、中心付近で密接しているものの、厳密には分離した2つの土地です。そのため東西区域の歩行者動線は、一旦、上尾中堀川沿いの市道を通行する必要があります。東西連絡箇所の整備に当たっては、歩行者の安全性を確保できるよう、歩車道分離に向け、道路管理者と協議を図ります。

### ● 歩行者動線（西側区域）

・各ゾーンをつなぐネットワークを形成する動線とします。

### ● 車両動線（西側区域）

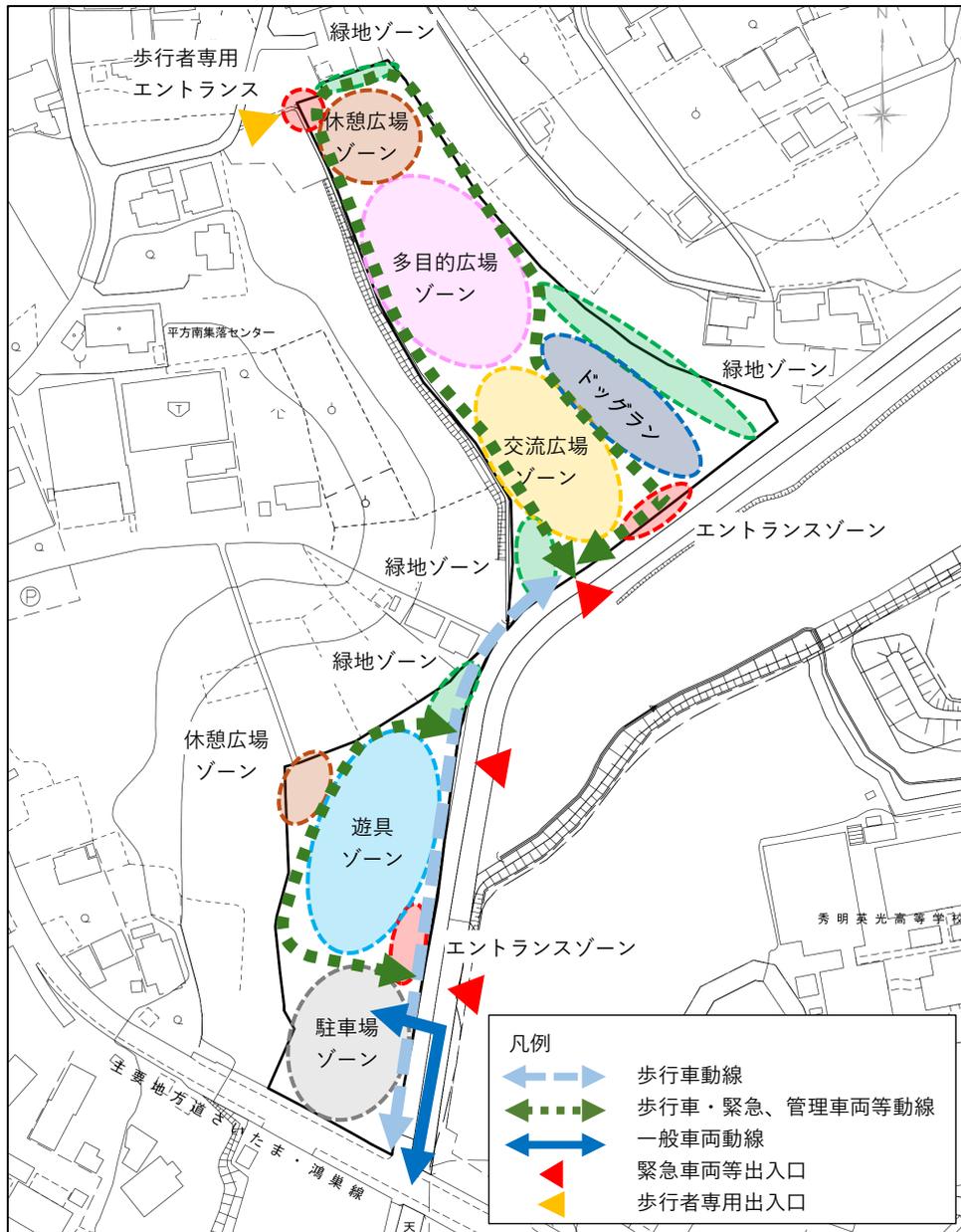
・管理車両及び緊急車両が通行可能な幅員（4.0m）を確保し、各エリアの施設のメンテナンス時、緊急時にアクセスできる動線とします。  
・緊急時における緊急車両の出入口を2箇所設けます。  
・駐車場の出入口は、県道さいたま・鴻巣線の出入りによる車両の滞留が生じないように、約30mの距離を確保する計画とします。

● 歩行者動線（東側区域）

- ・遊歩道、ランニングコースといった要望があることから、東側区域の外周は、周回可能な園路計画とします。
- ・歩行者専用の出入口を計画地北側に1箇所設けます。

● 車両動線（東側区域）

- ・管理車両及び緊急車両が通行可能な幅員（4.0m）を確保し、各エリアの施設のメンテナンス時、緊急時にアクセスできる動線とします。
- ・緊急時における車両の出入口は、計画地南側に1箇所設けます。



(仮称) 平方雨沼公園動線計画図

## 7-6.駐車場・駐輪場計画

### (1) 算出根拠

#### ① 交通手段割合

		徒歩	自転車	バス、電車等の公共交通	貸切バス	自家用車	バイク	その他
近隣公園	51年	58.6	17.3	13.2	0.3	10.8		0.9
	57年	57.2	22.9	7.6	0.2	11.0		1.1
	63年	49.3	27.4	3.3	0.1	18.5		1.3
	6年	40.1	28.6	6.6	0.0	23.6		1.1
	13年	44.9	19.7	9.2	0.3	24.9		0.9
	19年	47.8	22.0	5.9	0.5	21.6		2.1
	26年	48.9	18.3	5.8	0.1	24.7	1.2	0.6
3年	44.7	<b>17.6</b>	5.9	0.0	<b>28.9</b>	1.4	0.5	

出典：「令和3年度都市公園利用実態調査報告書」 P.64  
国土交通省都市局公園緑地・景観課

#### ② 乗車人数

公園種別ごとの来園グループ構成の割合は、以下の実態調査の表のとおりとします。

	一人	知人・友人	カップル	夫婦	家族	学校の団体	地域の団体	職場の団体	その他
街区公園	24.9	24.0	0.7	3.9	39.4	0.1	2.9	0.7	1.0
<b>近隣公園</b>	<b>32.4</b>	<b>20.4</b>	<b>1.0</b>	<b>6.1</b>	<b>34.5</b>	<b>0.3</b>	<b>2.0</b>	<b>0.7</b>	<b>0.9</b>
地区公園	33.5	14.2	1.0	10.6	31.3	1.7	3.2	0.7	1.8
運動公園	28.4	16.1	1.8	10.9	26.9	7.0	3.9	1.1	1.7
総合公園	28.3	14.1	2.2	14.9	31.8	2.9	1.8	0.8	1.2
広域公園	20.0	14.0	2.4	17.3	39.7	1.9	0.8	1.0	0.9
国営公園	7.2	12.5	7.3	24.6	45.8	0.3	0.4	0.4	0.6
全体	24.3	14.9	2.7	14.8	34.7	2.8	2.0	0.8	1.2

出典：「令和3年度都市公園利用実態調査報告書」 P.50  
国土交通省都市局公園緑地・景観課

自家用車の乗車人数は、知人・友人・カップル・夫婦を2人、家族を3人、各種団体等を4人の構成であると想定して算出します。

1台当りの乗車人員

$$32.4\% \times 1 \text{人} + (20.4\% + 1.0\% + 6.1\%) \times 2 \text{人} + 34.5\% \times 3 \text{人} \\ + (0.3\% + 2.0\% + 0.7\% + 0.9\%) \times 4 \text{人} = 2.065 \div 2.1 \text{人/台}$$

以上より、自家用車1台当りの乗車人数は 2.1人 とします。

## (2) 必要駐車台数

駐車台数は、7-4 最大時在園者数と前項（1）算出根拠の①交通手段割合、②乗車人数に基づき算出します。

- ・ 7-4 より最大時在園者数：71 人
- ・ ①交通手段割合：自家用車 28.9%、自転車 17.6%
- ・ ②乗車人数：2.1 人/台

自家用車台数 = 71 (人) × 28.9% ÷ 2.1 (人/台) = 9.77 ≒ 10 台

自転車台数 = 71 (人) × 17.6% = 12.50 ≒ 13 台

## (3) 身障者専用駐車台数

身障者専用台数は、以下の表のとおりとします。

駐車台数の規模 (台)	必要数
～ 50	1
51～100	2
101～150	3
151～200	4
201～300	5

出典：「みんなのための公園づくり 改訂版」 P.54  
一般社団法人 日本公園緑地協会 H29.3

以上より、駐車台数の規模が 50 台以下であることから必要台数は 1 台とします。

## (4) 駐車場計画

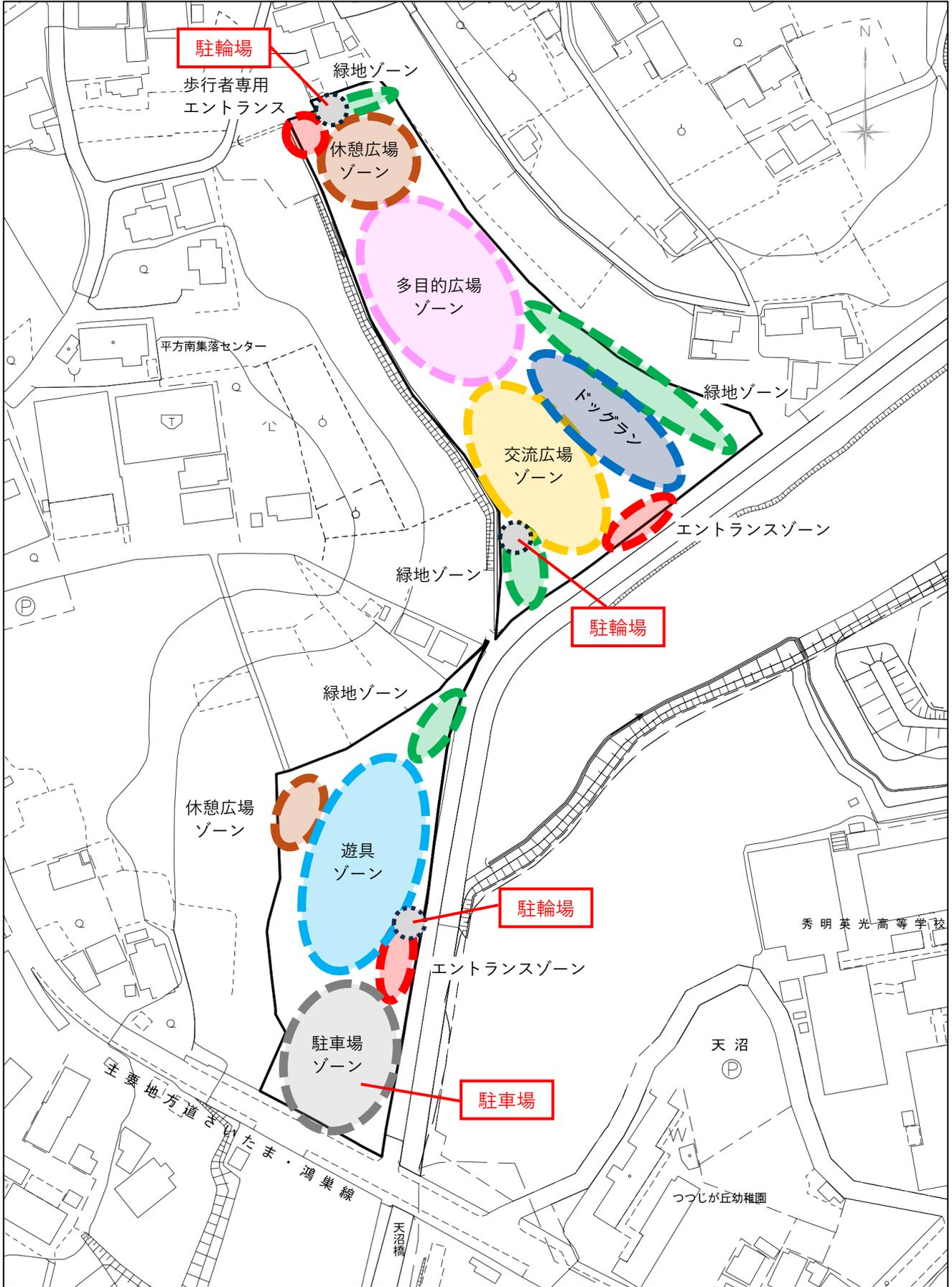
本計画地の公園規模としては、前項（2）及び（3）に基づく駐車台数を確保できればよいものですが、平方公民館や平方スポーツ広場・平方野球場などの周辺施設との連携を踏まえ、特に休日のイベント開催や周辺施設への利用者増加時の臨時駐車場機能を想定し、自動車については一般駐車場と身障者用を合わせて概ね 40 台程度の駐車スペースを確保する計画とします。

## (5) 駐輪場計画

ワークショップでの優先要望が多かった自転車置き場（駐輪場）は、西側区域に 1 箇所、東側区域に 2 箇所を計画します。なお、1 箇所当たりの駐車台数は、8 台～10 台とします。

西側区域は、遊具広場にアクセスしやすいよう、エントランスと併せて配置し、東側区域については区域の南北それぞれに配置する計画とします。

なお、東側区域の北側は現在無接道ですが、市道と接続する既設の水路敷の活用による歩行者専用出入口の設置に向け、現在関係課と調整を図っております。



駐車場・駐輪場 配置図

## 7-7.園路計画

園路の幅員は、「都市公園技術標準解説書（令和元年度版）」（国土交通省都市局公園緑地・景観課）（以下「技術標準」という。）に基づき計画します。

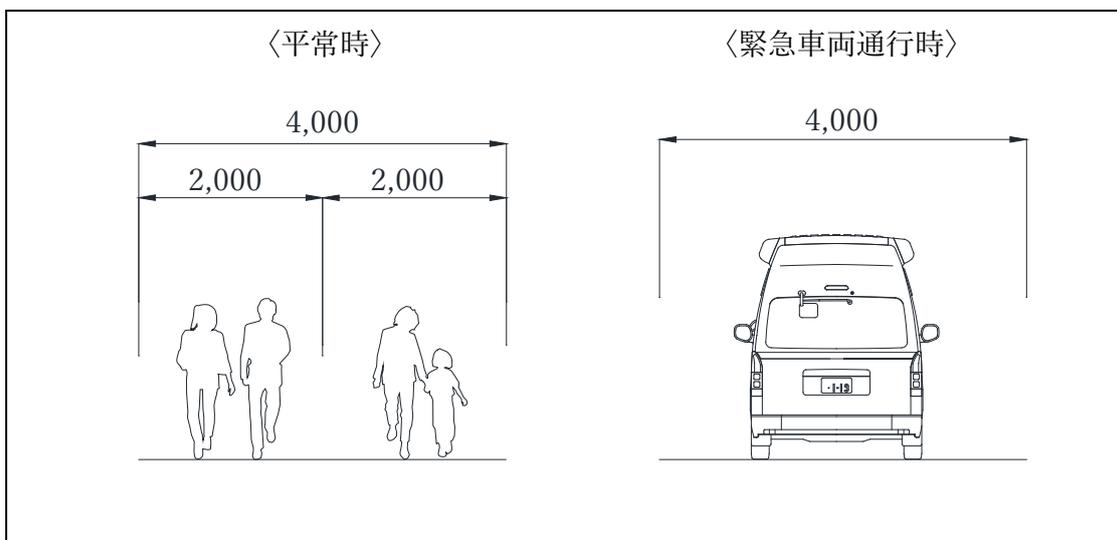
園路の幅員

取扱い	幅員	採用
広場的な扱い	15m以上	
来園者とトラックの2台がすれ違いできる。	10～12m	
来園者とトラックの1台がすれ違いできる。	5～6m	
管理用トラックが入る。	3m	4m
2人歩き	1.5～2m	2m
1人歩き	0.8～1m	
車いす使用者対応 1. 車いす使用者同士がすれ違える幅員は1.8m 2. 車いす使用者が回転できる幅員は1.5m 3. 車いす使用者と人がすれ違える幅員は1.2m 4. 車いす使用者が通過し易い幅員は0.9m（最小0.8m）	0.8m以上～ 1.8m以下	2m

「都市公園技術標準解説書（令和元年度版）」P.50

園路の幅員は、歩行者2人歩きがすれ違える幅員4.0m（歩行者2人歩き：2.0m×2）とし、併せて管理車両や緊急車両が通行可能となる計画とします。

【園路イメージ】



## 7-8.施設計画

### (1) 西側区域の施設計画

西側区域の施設配置の概要を以下に示します。

- ① 公園エントランス 【規模：約 100 m<sup>2</sup>】
- ・西側区域のほぼ中央に配置し、園名板・案内板などを整備します。
  - ・ワークショップで優先要望の多い自転車置き場（駐輪場）を、エントランスと併せて整備します。



園名・案内板イメージ



園名板



案内板

出典：(株)アボックス

エントランスイメージ



型押し舗装

- ② 駐車場 【規模：約 1,600 m<sup>2</sup>】
- ・一般駐車場と身障者用を合わせ、概ね 40 台程度の駐車スペースを整備します。
  - ・駐車場については、北側園路、東側市道から約 50cm 程度地盤高を低く設定し、浸水被害を軽減する遊水機能を兼ねた整備とします。



③ 遊戯施設広場 【規模：約 2,300 m<sup>2</sup>】

- ・子どもと遊ぶエリアを「遊具広場」して整備します。
- ・広場には、ワークショップでの提案をうけ「複合遊具」、「インクルーシブル遊具」及び「幼児遊具」(3歳～6歳向け)や児童遊具(6歳～12歳向け)などの遊具の配置を検討します。
- ・遊戯施設広場については、外周園路から最大約50cm程度地盤高を低く設定し、浸水被害を軽減する遊水機能を兼ねた整備とします。



児童用遊具イメージ



ユニバーサル複合遊具  
出典：(株)中村製作所



ユニバーサルブランコ  
出典：(株)中村製作所

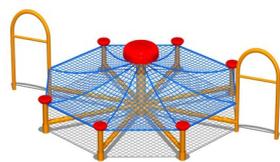


クライミング遊具  
出典：(株)中村製作所

幼児用遊具イメージ



複合遊具  
出典：日都産業(株)



ユニバーサルネット遊具  
出典：内田工業(株)



サンドテーブル  
出典：(株)コトブキ

④ 休憩広場 【規模：約 430 m<sup>2</sup>】

- ・遊戯施設広場を見守ることが出来る位置に、休憩広場（パーゴラ、四阿等）を整備します。
- ・休憩広場の整備については、災害時における利用者の緊急避難場所を想定した造成計画とします。



休憩施設イメージ



パーゴラ



四阿



ベンチ

出典：各(株)コトブキ

⑤ 河川沿いの並木

- ・東西区域を繋ぐ河川沿いの園路は、本公園エントランスへの主動線に相応しい並木道となるよう整備します。なお、計画地は水害時の冠水が想定されることから、耐冠水性・耐湿地性を考慮した樹種の選定が重要となります。

並木イメージ



## (2) 東側区域の施設計画の概要

東側区域の施設配置の概要を以下に示します。

### ① 公園エントランス 【規模：約 130 m<sup>2</sup>】

- ・東側区域のほぼ中央に配置し、園名板、案内板などを整備します。（※イメージ写真西側区域① 参照）
- ・公園全体の遊水機能を確保するために造成高を園路から 50cm 程度低くし、階段や緩やかに下るスロープから公園内への誘導を図り、利用者の利便性が損なわれないような整備を行います。



エントランスイメージ



型押し舗装

### ② 交流広場 【規模：約 2,070 m<sup>2</sup>】

- ・「やすらぎと交流」をコンセプトとし、子どもから高齢者まで幅広い年代の方々が集える交流エリアとして広場を整備します。
- ・休憩施設、植樹等を配置し、日陰の創出を図ります。（※休憩施設イメージ 西側区域④ 参照）
- ・交流広場は、外周園路から最大約 50 c m 程度地盤高を低く設定し、浸水被害を軽減する遊水機能を兼ねた整備とします。



交流広場イメージ



### ③ 多目的広場 【規模：約 2,490 m<sup>2</sup>】

- ・スポーツやレクリエーションなど、多目的に利用者が身近で気軽に利用できる広場として整備します。
- ・ワークショップでの要望の多い「ボール遊び(壁当て)」は、ボール(硬球)使用による他の公園利用者の影響とスポーツ要素の高い施設であることを鑑み、隣接する平方スポーツ広場での展開を念頭に、利用連携を図る方向で検討します。
- ・多目的広場は、外周園路から最大約 50cm 程度地盤高を低く設定し、浸水被害を軽減する遊水機能を兼ねた整備とします。



多目的広場イメージ



(友田レクリエーション広場 (東京都青梅市))

### ④ 休憩広場 【規模：約 830 m<sup>2</sup>】

- ・多目的広場を見守ることが出来る位置に、休憩広場(パーゴラ、四阿等)を整備します。(※休憩施設イメージ 西側区域④ 参照)
- ・高齢者の交流の場として、健康遊具を整備します。
- ・休憩広場の整備については、洪水時における利用者の緊急避難場所を想定した造成計画とします。



健康遊具イメージ



ぶらぶらストレッチ



座位前屈



踏板ストレッチ

出典：各(株)コトブキ

⑤ トイレ

- ・ワークショップにおいては、西側・東側区域にそれぞれトイレ（移動式可）の施設配置の提案がなされましたが、公園の施設規模や維持管理及び排水処理等から、計画区域のほぼ中央付近（南西緑地エリア）の東側区域に1箇所、男女各ブースの他、多機能型個室を有するトイレを整備する計画とします。



トイレイメージ



出典：トーヨーマテラン(株)

⑥ ドッグラン 【規模：約 1,020 ㎡】

- ・交流広場の東側には、公園ワークショップでの意見の他、上尾市かわまちづくり協議会で設置要望が高かったものの、新規整備される堤防上部では設置の難しい「ドッグラン」を整備し、ネットワーク利用による連携を図り、平方一帯のにぎわい創出を図ります。



草加市ドッグラン広場

## ⑦ 河川沿いの並木

- ・東西区域を繋ぐ河川沿いの園路は、本公園エントランスへの主動線に相応しい並木道となるよう整備します。なお、計画地は水害時の冠水が想定されることから、耐冠水性・耐湿地性を考慮した樹種の選定が重要となります。(※並木イメージ 西側区域 ⑤ 参照)



## 7-9. 植栽計画

本計画地における植栽は、適切な維持管理を見据えた内容とすることを基本に、以下に示す方針で計画します。

### (1) 基本的な考え方

- ・公園全体として、季節の変化を感じられる植栽とし、かつ水害時には全面冠水が想定されることから、耐冠水性・耐湿地性を考慮した樹種を選定します。
- ・平方スポーツ広場をはじめとする周辺の緑の資源を結ぶネットワークの形成を踏まえた植栽計画とします。
- ・準用河川上尾中堀川沿いの植生を意識し、地域としてまとまりのある植栽計画とします。

### (2) エリア別の考え方

#### ●市道 40559 号線沿い

- ・市道沿いは、本公園エントランスへの主動線となることを踏まえ、人の視線が抜けるとともに樹冠が広がり豊かな緑陰を形成する樹木を並木状に植栽します。

#### ●駐車場

- ・駐車場の周囲に低木等を植栽し、公園全体として調和のとれた景観にします。

#### ●交流広場

- ・来園者が交流、くつろぐことが出来るよう、緑陰を形成する樹木を植栽します。樹木は、オープンスペースの景観を阻害しないよう密度に配慮した計画とします。
- ・交流広場外周は、防災、防風、防塵、防音等、隣接宅地への影響軽減効果を発揮する植栽を計画します。

#### ●緩衝エリア

- ・本計画地内に設ける緩衝エリアは、防災、防風、防塵、防音効果を意識することはもちろん、生態系ネットワーク、景観、管理等、その場所に求められる機能に応じた樹種を選定します。

## 7-10.維持管理

### (1) 基本管理

公園の安全・快適性を確保するための日常的な維持管理には以下のような作業があり、基本的には指定管理者に委託する方針ですが、より良好な景観の維持や、末永く地域の公園として愛着を持っていただくために、地域の皆様との「公園管理協定」締結に向けて地元協議を図ります。

- ・巡視……施設、植物の状態、不審な物や人物の有無を確認して、管理に反映する作業
- ・清掃……美観、治安の維持・向上を目的に行う作業
- ・除草……広場や植え込みの雑草を対象に、植物の健全育成、景観の維持を目的に行う作業
- ・剪定、刈込・樹木等の植栽を対象に、樹形及び景観の維持や植物の健全育成を目的に行う作業

### (2) 施設管理

施設の点検、補修等を行い、安全で快適な施設の維持を行うことを目的とします。

遊具の基本的な点検は予防保全型管理の考え方にに基づき、遊具の劣化や危険なハザードを早期に発見し、必要な補修等で遊具による事故を予防するとともに、衛生状態や快適性を確認し、適切な維持管理を行うことを目的とします。

- ・施設点検……園路広場の舗装、縁石、ベンチ等の工作物を対象に施設を安全で清潔に維持し、かつ施設の耐久性の向上を目的とした定期的な点検
- ・遊具点検……初期点検：初期の動作性能などを確認するために、供用後に製造・施工者が行う点検  
日常点検：管理者が目視診断・触手診断・聴音診断などにより、遊具の異常や劣化などの有無を調べるために日常的に行う点検  
定期点検：専門技術者または点検技術者が「遊具の定期点検業務仕様書」と「定期点検表」に基づき一定期間（年に1回以上）ごとに目視診断・触手診断・聴音診断・打音診断・揺動診断、あるいは一般社団法人 日本公園施設業協会点検器具や測定機器などを使用して行う点検

### (3) 植栽管理

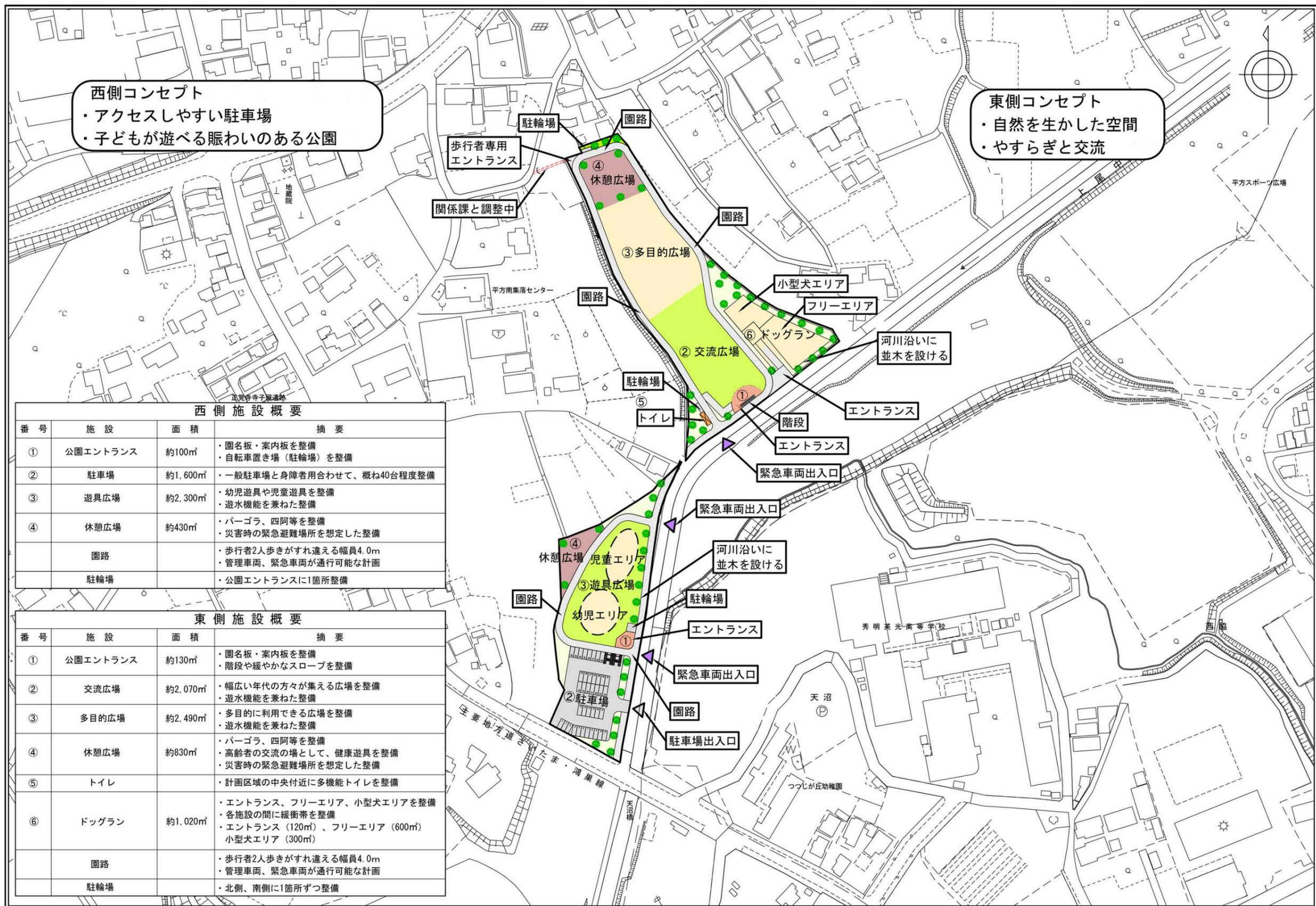
防災、防風、防塵、防音等様々な効果を持つ植物の健全な育成を目的とします。

- ・樹木管理……高木及び中低木それぞれの特徴、植栽場所の特性や目的に応じた剪定、間伐、灌水、雑草やツル植物の除去、施肥、病虫害防除等の作業
- ・張芝、地被類管理……芝刈り、施肥、除草、灌水、病虫害防除、目土かけ等の作業
- ・除草管理……広場、植え込み内の雑草の除去

その他に、必要に応じて病虫害防除、施肥、防犯、防火対策等を行います。

### (4) パートナーシップによる管理

本公園と市民がより密接なかかわりを持続していくために、近隣住民や市民団体等による参加・協力を受けながら行う、清掃や除草等の管理作業となります。



## 8. 今後の検討課題

### 8-1. 今後の検討課題

#### (1) 市道 40559 号線整備との連携

令和 6 年 9 月議会で市道認定された市道 40559 号線は、本公園整備のメインアクセス道路として密接に関連することから、今後の整備計画において連携を図る必要があります。

#### (2) 地中に残存する廃棄物等

本計画区域は、1982 年(昭和 57 年)頃より、不燃ごみ・焼却灰・残土等の埋立地となっており、現在もそれらの廃棄物等が地中に残存しています。

そのため、廃棄物等の掘り起こしを極力控え、区域外へ土砂を搬出しない(切土を極力少なくする)計画が求められます。

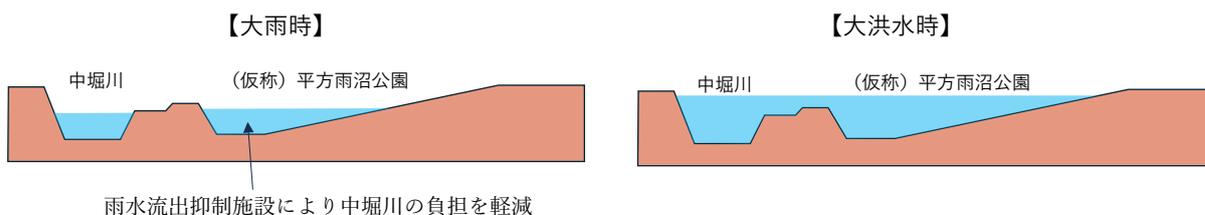
また、浄化槽や構造物基礎等の設置による掘削土については、廃棄物として処分することが考慮する必要があります。

#### (3) 雨水流出抑制容量の確保

本公園整備では、上尾市雨水排水流出抑制施設設置基準に則った雨水流出抑制容量を確保する必要があります。

そのためには、一般的に切土等による現地盤の掘り下げが最も有効ですが、(2)の課題と相反するため、今後現況測量により現況高を把握し、本計画地で施工可能な雨水流出抑制施設の検討を行う必要があります。

雨水流出抑制施設のイメージ断面図



#### (4) 地質調査の実施

本計画区域は、前項(2)のとおり埋立地となっている他、準用河川上尾中堀川の最下流部に位置することから現況地盤は極めて軟弱であると想定できます。トイレ等の構造物を整備するうえで基礎構造の検討が重要となるため、地質調査を実施する必要があります。

#### (5) 造成計画

本計画では、国土地理院の基盤地図情報(数値標高モデル)を基に造成計画を行っていますが、今後基本設計時には現況測量成果を基に計画造成高の調整を行い、区域外へ土砂を搬出しない(切土を極力少なくする)計画が必要となります。

また、市道 40559 号線との計画高の調整が必要となります。

## (6) 遊戯施設の検討

遊戯施設の配置は、幼児と児童の遊びの違いから、動線の交錯、遊戯施設の適切な設置方向、周辺の障害物、植栽による緑陰の有無などに留意し、幼児用遊戯施設と児童用遊戯施設の混在を避ける他、障がいのある子もいない子も共に遊べるインクルーシブル遊具の導入を検討します。

また、安全利用の観点から、安全領域を十分確保し、安全領域には砂やウッドチップ、ラバーなど衝撃吸収材の設置を検討します。

## (7) 休憩施設の配置検討

四阿・パーゴラ及びベンチ・野外卓は景観構成の要素を有しており、公園施設や植栽との親和性を意識する必要があります。例えば、遊びを見守るためにベンチを配置し、そこに緑陰を設ける等、単体としてではなく公園施設が相互に関連しあう機能特性があるため、これらに留意し計画する必要があります。

## (8) 便益施設の検討

高齢者、妊産婦、乳幼児連れ、障がい者等、誰もが利用できるユニバーサルデザインの便所を計画します。

計画区域周辺は、公共下水道供用区域外であるため、合併浄化槽による処理について検討する必要があります。

また、湛水区域であることから、湛水深を考慮した造成高の検討及び浄化槽のブロワ設置位置、逆流防止弁設置などの浸水対策を検討する必要があります。

## (9) 関係機関協議

(1)～(8)を踏まえ、以下の関係機関と協議する必要があります。

協議機関	協議内容
埼玉県県土整備部河川砂防課	・雨水流出抑制施設の対策容量
埼玉県中央環境管理事務所	・土壌汚染対策の適用について
上尾市都市整備部道路河川課	・市道 40559 号線計画高と造成計画高の整合性 ・準用河川上尾中堀川の護岸整備との連携 ・同河川対岸の平方スポーツ広場とのネットワーク形成のための架橋 ・雨水排水施設からの放流方法、放流量 ・公園東側区域北西角に接する既存水路敷の遊歩道整備
上尾市都市整備部建設管理課	・「かわまちづくり」計画との連携
上尾市教育総務部 スポーツ振興課	・平方スポーツ広場との連携

## 9. 今後の事業スケジュール

### 9-1. 今後の事業スケジュール

(仮称) 平方雨沼公園の事業スケジュールを以下に示します。

